

平成31年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成31年3月11日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	東郷 克己	2番	山崎 敦志
3番	長谷川崇朗	4番	橋 俊明
5番	坂口 重良	6番	岩井智恵子
7番	津村 俊二	8番	矢野 隆行
9番	田中 陽介	10番	稲垣 誠亮
11番	山本 剛	12番	鈴木 市朗
13番	工藤 義明	14番	野並 享子
15番	東郷 正明	16番	北村五十鈴
17番	荒川 泰宏	18番	立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	総務部長	小山 日出夫
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	吉川 武克
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	川端 貴美子
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(橋 俊明君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

まず冒頭に、画面は映っておりますけども、インターネットの接続が、ちょっと調子が悪いということでございますので、これが復旧次第、インターネットで放映をさせていただくということをまずもって了解をいただきたいと思っております。

それでは、日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、2月27日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(橋 俊明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第17番、荒川泰宏議員、第18番、立入三千男議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(橋 俊明君) 日程第2、3月8日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。通告第7号、第10番、稲垣誠亮議員。

稲垣議員、質問に入る前に、ジャケットは。上はジャケット。

○10番(稲垣誠亮君) ちょっと今日は体の調子が悪いので、ちょっとこれでさせていただきます。

○議長(橋 俊明君) それでは、質問を続けて下さい。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、一般質問、金曜日の続きをさせていただきます。

先週末から大変厳しい指摘をしておりますが、遅かれ早かれ、ちょっとある程度先に判明することであると思いますし、事前に軌道修正の可能性があるなら対応すべきという思いがあり、早期警戒として問うております。

では、前回の振り返りですが、アルバイト医師の62人を束ねる定数22人の医師勤務体制を締めくくるにあたり、開院3カ月前の時点で定数に対し、先日の報告では、現在3人の未定ということなんのでしょうか。内定16人中5人が短縮勤務という状態になっております。

質問の続きですが、前回、麻酔医の話をしていただきましたが、市長、金曜日はオンコールといった対応をするということだったんですが、これ、例えば麻酔医は1人なんです、7日間オンコールで対応するということなんのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、基本的に、先に金曜日、閉会前に私がお願いしたことからお話しいただかんといかなの違いますか。発言の修正、意味がわかりませんでした。そこから始めていただかないと。

それと、それが終わったら、私、申し上げようと思ったのは、稲垣議員は、最後に何か捨てぜりふみたいに、市長はとりあえず病院を始めてみて、後で何とかかんとかとおっしゃった。私、そんなことを言っていないことはありますよと、それは答えられませんと言ったのであって、そこは修正しますから、その発言も修正していただきたい。そこからです。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前9時05分 休憩）

（午前9時10分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） まず麻酔医のオンコールかどうか。これはこれから体制を組みますから、とにかく常勤医、今まで野洲病院1人で運営がされています。今は常勤医がなくなっている状態です。市立になったらきちっと常勤を入れますが、今のところは4月からも常勤医が入れられる体制、あわせて非常勤とオンコールでやると。それ以上のことは、

これから体制を組みます。

それと、私が先ほど言いましたのは、稲垣議員が、これは閉会の前じゃないですよ。私が後で確認しようと思ったら、もう時間切れになったから、ここではっきり申し上げておきます。市長は病院事業をとりあえず始めて、後で何とかしたらいいみたいなことをおっしゃいましたが、決して私はそんなことは言っていません。最大限いろんな検討、いろんな協力関係を築いた上で、病院を立ち上げて運営しようと思っています。とりあえずやるみたいな、そんなことは一切言っていませんので、断言しておきます。

○議長（橋 俊明君） 質問を続けて下さい。

○10番（稲垣誠亮君） じゃ、答えてよろしいですか。わかりました。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ちょっと待って下さい。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） とりあえずやってみてという今の市長のご指摘ですが、それまでの市長との一般質問答弁の中で、一言一句同じだとは思いませんが、それに類推するような発言が、僕はそれに類推するような発言が市長から、僕は聞いたように思うんです。それは議事録が完成次第見ていただいたらわかりますけど、それにつながるような発言が、市長の方からあったのは事実です。ですので、今後この件をもう少し詰めようと思えば、議事録ができ次第、また私は対応、適切に、私の方に不備があれば、適切にその辺は対応、きちんとさせていただきたいと思いますので、以上でいいと思います。なので、次は一般質問に移らせていただきます。

続きをさせていただきますけども、麻酔医が1人で常勤医が4月に予定とありますが、今現在でも3人が未定ということであれば、かなりちょっと信頼性がないのかなと思います。これ、例えば外科医は2人いますが、当直対応ではありません。ということは、夜間等の患者の急変時の手術に関しては、アルバイト医師が行う可能性があるのでしょうか。これ、外科医が2人ということは、1日置きのおんこーる体制の医師ということになりますので、それに関しては現実的に無理だと思うので、その点、市長、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まだ始まっていない病院の体制、野洲市の新体制でもまだ今、かたまっていません。市が責任を持つのは7月からです。7月からは、現野洲病院の医療を少なくとも市民の皆さんに継続しよう。ただ想定したよりは悪くなっていますけども、

それを昨年の4月とか、その程度までは可能な限り戻してやろうということで、本来の野洲市民病院は、2021年、少し春から遅れますけども、そこからやろうとしているので、そのときの体制をどうのこうのと言われても、これは秘密とかじゃなしに、答えられないことを聞いておいて、いかにもこの病院事業がうまく見込みがないみたいなことを断言、勝手に断言しようとしているわけです。

金曜日に終わってから、もう1回振り返ってしまして、よくあるように、余り新鮮でないものを食べると消化できなくて、あるいは悪酔いとかと一緒に、ずっともう1回、私、寝つかれないタイプと違って、結構簡単に寝る方なんですけども、もう1回頭の中をずっと稲垣議員と一般質問も、めぐらせたん違う、めぐってきました。金曜日、帰るときにも、職員に、弁護士さんに確認してほしいと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・。あるいはビデオも求められるのではないかなと思ったので、弁護士さんに確認してもらいました。当然、そういう想定はあり得るということです。去年、訴状が届いてすぐに、私、文章を出しています。皆さん方にも同日お配りしていますし、野洲市民病院公金差止等請求に係る訴訟についてということ。

○10番（稲垣誠亮君） 聞いたことに答えて下さい。そのようなことを、僕は聞いていません。話をそらさないで下さい。

○市長（山仲善彰君） いやいや、これからのやりとりに関係します。

○10番（稲垣誠亮君） そんなこと、今回関係ないじゃないですか。

○市長（山仲善彰君） 答えました・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・。何回も。

○10番（稲垣誠亮君） そのようなことをされると、僕が何か協力しているように聞こえるので危険だと思います。

○市長（山仲善彰君） 違います。協力していません。関係ないです。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前9時17分 休憩）

（午前9時17分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それは少し市長、おかしいと思います。7月の市立病院化の際には医師をそろえると、市長から、市の方から私は説明を、従来は聞いていました。なので、実際、今、できなくなったからといって、今の市長の発言はおかしいと思います。

本件のように、医師の絶対数が不足する中、病床稼働率を、要はこれから事業計画では上げていこうと言っているんです。ということは病床稼働率を上げていくということは、医師への負担が、現状のままでは負担が増えていくということになるんです。その点については、確実に解消していただけるということでもよろしいのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いつの時点で解消すると言っているんですか。質問はもっと厳密にやってもらわないと。本当に、普通だったら裁判……。

○10番（稲垣誠亮君） 解消というのは、僕が言っていることです。

○市長（山仲善彰君） いつの時点で解消するんですかと言っているんです。反問じゃないです。自分で厳密にご質問いただきたい。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 私が今聞いたのは、病床稼働率を上昇させることは医師への負担になるので、そのようなことはないと理解してよろしいですねと聞いているだけです。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前9時19分 休憩）

（午前9時20分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 医師の負担が増えない形で、稼働率を上げていきます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 絶対数が不足している場合は無理だと思います。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前9時20分 休憩）

（午前9時20分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 絶対数が不足する中、どのように対応するんですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 絶対数が不足というか、何が絶対数なのか、言っておられる意味が全くわかりません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 医師の絶対数です。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これ、本会議でやる話じゃなくて、委員会だったら、本当にやりとりできますけども、稲垣議員は、絶対数という前提で何を言っておられるのか、何を指しておられるのか。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 常勤体制の医師団の絶対数についてお伺いしております。

○議長（橋 俊明君） お尋ねですね。

市長。

○市長（山仲善彰君） まず、医療が継続できるかどうか、そして、目指しているところは2021年ですから、市立病院というのは、きちっと基幹的な医療を市民に継続する。民間野洲病院が成り立たない、これまででも遅れているわけですから。だから、医師には過重労働はしない。それで、市民に医療が継続できています、できます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） でも、岡田院長が先々月の1月16日、市長に対して必要医師数を確保できないと断言しております。これはなぜなのでしょう。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今の発言は、野洲病院の発言です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） じゃ、市長が対応すれば違うということですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何かえらいいきり立ってしゃべっていますけど、違います。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 要は、これ、市長が市として新病院の期待から、医局に働きかけていると、常々委員会でも出ていますけど、これ、いくら医局に働きかけたところで、最終的には派遣されるのは医師なので、医師の同意が必要なんです。これだけ市長が前から、医大の協力がある、医大の協力があるとおっしゃっていて、医師が来ないというのは、これは逆説的に言えば、医師からすれば、現在の野洲市民病院で働くことに魅力がないということなんです。

1点目、2つあります。1点目は、今の常勤の医師体制の体制が極めて貧弱で、62人のアルバイト医師がいる中、これ、派遣されたらどうなるかといったら、医師が過重労働になるのはもう目に見えています。

2点目は、現在の市の収支計画が、綱渡りですよ。将来にわたって、症例研究とか、医師に対して予算措置は期待できないでしょう。だから、そもそも病院のシステムとして、一時的に働く医師は、一時的に働く病院であっても、未来ある優秀な若手が、永続的に働く病院という、そういうシステムになっていないんです。この点については共通理解ということでよろしいですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 共通理解じゃ、全くございません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

それでは、2番目の質問に移ります。市立野洲病院……。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前9時24分 休憩）

（午前9時26分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 私が野洲市民病院に医師が7月開院になってもそろえることがなかなか難しい状況であると。どうして医師が野洲市民病院に来ないか、その考えを私が先ほど申し上げました。市長の考えは、私の考えとは違うということです。その点について理解したということで、次の質問に移ります。

労働基準法改正による年5日の年次有給休暇付与の義務化に基づき、対象となる全ての病院職員が年5日の有給休暇を取得できる具体計画について、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 当然、休暇の制度につきましては、労働基準法の定めのとおり行います。

それと、先ほど稲垣議員は、7月からの野洲市民病院とおっしゃいましたけども、7月からは野洲市立病院です。厳密に言葉を使って質問して下さい。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

(午前9時27分 休憩)

(午前9時27分 再開)

○議長(橋 俊明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員。

○10番(稲垣誠亮君) では、今現在で、具体的な計画がないということを理解しましたので、次の質問に移ります。

3番目ですが。

○議長(橋 俊明君) 暫時休憩します。

(午前9時28分 休憩)

(午前9時29分 再開)

○議長(橋 俊明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員。

○10番(稲垣誠亮君) では、具体的計画について、もう少しわかりやすく説明していただけたらと思います。

○市長(山仲善彰君) 何の計画か、もう1回、一々言ってくれんと。

○10番(稲垣誠亮君) いや、通告を出しているじゃないですか、1番に。

○議長(橋 俊明君) 暫時休憩します。

(午前9時29分 休憩)

(午前9時30分 再開)

○議長(橋 俊明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員。

○10番(稲垣誠亮君) 有給休暇の取得できる具体的計画について、もう少し丁寧にご説明を願えたらと思います。

○議長(橋 俊明君) 市長。

○市長(山仲善彰君) 現時点で申し上げられることは、労働基準法と労働法制にのっとって、適正に休暇等を与える体制、制度設計を行います。

○議長(橋 俊明君) 稲垣議員。

○10番(稲垣誠亮君) 2番はちょっと飛ばします。

3番、行きます。想定される月間時間外労働の上限時間についてお伺いいたします。

○議長(橋 俊明君) 市長。

○市長（山仲善彰君） これも同じことです。医師の上限は、今いろんな検討がありますが、けれども、通常の職員については、労働基準法に基づいた適正な労働時間を制度化いたします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 上限時間を聞いているので、教えていただけないでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 労働時間は、労働基準法に定められているとおりです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 何時間でしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） そんなこと、一々病院問題で答えなくても、そんな法律を調べたらわかりますし。

○10番（稲垣誠亮君） 通告に書いているじゃないですか。

○市長（山仲善彰君） それを聞くことの。

○10番（稲垣誠亮君） 議長。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前9時31分 休憩）

（午前9時31分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） こんなもの、わざわざ病院の政策的な議論と関係ないから、これ、あえてむしろ稲垣議員の方が詳しいと思ったから、答えるのを省略したんですけども、労働基準法では、医師を除き原則として、月45時間が時間外労働の上限と現在ではされていますので、必要最小限となるよう、努めてまいりたいです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、4、5、6を飛ばさせていただきます。

7番、行きます。定数策定にあたっては、退職や産休、育児取得に備え、余力のある人員配置を行い、欠員については即時補充を行う必要があると考えますが、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 当然、労働基準法に基づいてやるつもりですから、そのとおりに行
うつもりです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、8も9も飛ばしたいと思います。

10番、行きます。生理休暇の取り扱いについてですが、生理とは肉体的、精神的な苦
痛を伴うため、一般的に作業は困難となります。生理は女性が出産のためなどに負担を伴
っており、女性を母性の保護として守ることは、社会全体の務めであり、その休暇は恩恵
として与えられる性質のものではありません。生理日は、正確な確定は個人差も大きく、
生理休暇の運用についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 現在でも野洲市は正規で500人以上の職員さんに働いてもらっ
ています。同じように対応しているわけですから、同じように病院でもやるということだ
す。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ただ市長、これ、看護師がいまだ職員定数に満たない中、当日
申請で休むと、もし看護師等が複数いた場合、現場がそれでも円滑に回るのでしょうか。
その点をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 回れるような体制で行いますし、まだ看護師は、かなり集まっ
ている方だと評価を受けていますけども、市立病院の開院までには一層の努力をしていきま
すから、改善をいたします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 良好な労働環境整備がなければ、需要がこれ、極めて強い看護
師等は、労働意欲の喪失につながり、離職につながるおそれがありますので、この点につ
いては、細心の注意を市長に払っていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） えらく細かいところまでご心配いただいて、ありがとうございます。
当然のことです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

それでは、3番、行きたいと思います。市立野洲病院移行後の病院事務部長についてお伺いいたします。

1番目は、事務部長、平成31年7月開院の市立野洲病院の事務部長を想定した政策調整部政策監が配置されるということですが、事務部長は病院経営の要であり、医療を取り巻く環境が変化する中、病院運営上の課題を見出し、病棟の効率的な機能を発揮させ、中期計画を策定、また診療報酬改定に伴う的確かつ迅速な対応、一層の経費の削減に努める能力が求められます。現在の野洲市役所内に医師や看護師に対し、行政とは異なる病院をコントロールすることのできる職員がいるのか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 病院の事務部長の職員がいるのかいないのかということですが、ただいま人選をしておりますから、結果でしかお示しができません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、人選をするということは、職責に耐えうる人材が市役所内にいるという前提でよろしいのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） もちろんいますし、ただ広く人選を行うということで、まだ結果が出ていませんから、出ていないことばかりご質問になりますけれども、現在は今言いましたように、途中の過程であります。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 前段の人事異動が行われれば、平成31年7月開院以降の実際の主要業務は、病院のプロパー職員で占められて、行政出身の政策調整部政策監、事務部長ですね。事務部長は、決裁のみを行う形態になることが容易に想定されると思います。医師の管理は大変困難であり、最悪の場合は医師が病院から去り、病院崩壊を引き起こすリスクが一方で存在すると思いますが、この点、市長に見解をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ただいま述べられたことは、単に稲垣議員の一方的な主張であります。というのが私の答えです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

独立行政法人野洲市民病院開院後は、病院を市の意向に従属する内部組織とみなすこと

を完全に放棄するべきであると思いますが、政策調整部政策監を事務部長に充てる行為は、病院事務局を市側が担当することにつながり、人事権が病院側、理事長側にあるという業務運営の自主性が損なわれるおそれがあり、その点も十分配慮されるべきであると思いますが、市長にお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議論が混乱しているのではないかなと思うんですが、今年7月からは、直営の市立病院ですから問題ないです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 通告で、独立行政法人野洲市民病院開院後としっかり通告に書いております。発言もしました。再度、答弁をお願いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私、そのときにその職員が市の直営の職員かどうかとか、まだ決まっていませんから。ご質問が、意味が全くわかりません。7月からの問題であって、2021年の夏か、秋か。その時点の職員の身分はまだ現在、決まっていません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、これ、私の個人的な見解として思って聞いていただいたらいいんですけど、守山市民病院がありますね。やっぱり市から、外部の事務部長を充てるのではなくて、市側から派遣した事務部長が守山市民病院に行っていた時期もあるんです。やっぱりそういう時期を見ていると、病院の内部の医師とか、スタッフの方を見ているんじゃないなくて、やっぱり市長の方を見ているんです。僕はそういうおそれがあるんじゃないかなと思ひまして、この質問を行わせていただきました。市立病院は2年間という限定期間になりますけど、その期間においても、そのような問題はないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほど独立行政法人の市民病院の事務部長のお問い合わせだったと思うんですけども。

○10番（稲垣誠亮君） 今、聞き直しました。

○市長（山仲善彰君） いやいや、通告と内容が異なっています。お答えする必要はありません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今、市長の方が、市立病院の開院後のことについて答弁をいただきましたので、それに対して、もしお答えいただけたらありがたいなと思って聞いております。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いくらでも答えますけども、今回は申し上げたように、私、かなりオープンな方なんですけども、裁判を控えている中で、最小限、通告のあった内容しか答えないというか、本当に弁護士さんから、できたら全て答えない方向でどうですかというアドバイスを受けているんですが、私は、それは議会審議になじまないの、最低限、厳密に通告があったものだけは誠実にお答えしようと思って、今日の朝から臨んでいますので、これ、本会議ですから、委員会だったらもうちょっと言葉を補えますけども、一方的なやりとりの積み重ねになるので、お答えをいたしません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。私は先ほどのような心配がちょっとあっては困ると思いましたので、ちょっと再質させていただきました。

では4番、次、行きます。医療法人社団御上会野洲病院の第51期、平成30年度の決算見込みについてお伺いいたします。現民間野洲病院の平成30年度第51期の決算見込み数値について、平成29年度決算実績数値と比較して、決算評価、経営実態状況について、詳細な説明を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） すごい百科事典みたいなご質問で。まず、下方修正とおっしゃいましたけど、下方修正というよりは、収支計画を見直しておりますが、野洲病院の正式な情報はまだいただけていませんので。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前9時41分 休憩）

（午前9時42分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（山仲善彰君） 失礼いたしました。7の5ですね。野洲病院から平成30年度の決算見込みを正式にはいただけておりませんので、お答えはできません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 私は、なので決算見込み数値についてというふうにきちんと記

載しておりますので、決算見込み数値をもとに、きちんと答えて下さい。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 見込みも含めて、最終的には見込みも含めて最終的にはいただいているので。

○10番（稲垣誠亮君） もらっているじゃないですか、僕ら。何を言うてるんですか。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前9時43分 休憩）

（午前9時44分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 先般、あえて私が野洲病院から医師の状況が悪いということがわかったので、一定の情報をもたらしていますが、この議会で正式に御上会野洲病院の平成30年度の決算見込みであっても、公表する状況にはありません。ただ、特別委員会、その前に医師会が集まられたときにも、何とか医師の状況等々、あるいは債務の大きな流れを知りたいということで、たって私がお願いしましたけども、ある意味で、今のご質問とは状況が違います。決算、あるいは見込みとして、正式にもっていないわけです。医師の状況と債務の動向を知りたいということであって、そういう意味で、速報をもたらしたので、今回、本会議で正式に見込みとしてお答えするに値する情報はもっていないから、先ほどの答弁になっております。

○10番（稲垣誠亮君） もらってるじゃないですか、ちゃんと。正式なものでしょう、これ。病院が発行した。答えて下さいよ、ちゃんと。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前9時46分 休憩）

（午前9時51分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

インターネット、先ほど申し上げましたが、映像配信につきましては、9時43分に復旧しましたことを、まずご報告いたします。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。私、当期純利益でこれ、大体3,300万ぐらいですか。今回、前回よりも私が質問した内容で比較すると、落ちています。ちょっとそ

れ以上のことについても、詳しくちょっと聞きたかったんですが、ちょっとお答えできないということなので、もう次の質問に行きたいと思います。

では、5番目の最終に行きたいと思います。野洲市民病院整備の下方修正された収支計画についてお伺いいたします。

まずは、総事業費についてですが、平成30年12月の下方修正された収支計画について、平成29年6月の前回収支計画時と比較して、増加金額、要因について説明を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほどの野洲病院の収支計画も、本当に次元の違うものなので、隠しているとか、出していないのと違う。また稲垣議員の質問の仕方として、こちらが言っていないことを、自分で自分なりの考えで、私の発言みたいなことにして、わかりましたとかおっしゃいますけど、先ほどの、それは稲垣議員の単なる個人的な断言ということなので、先ほどの締めくくりもお断りしておきます。

それと、下方修正かどうかということは別として、見直しを行いました。収支計画については、平成30年12月17日に開催いたしました野洲市民病院整備事業特別委員会でもご説明いたしましたが、前回収支計画から、整備事業費等として、約8億円の増額を見込んでいます。主な要因としては、新病院の概算工事費の増加等であります。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） とは言いましても、市長、この予定貸借対照表を見込み数値ですが、きちんと特別委員会という病院事業を審議する場で、きちんとして文書としていただいているんですから、それに対する比較をしているんですから、やはりどう考えても答えていただくというのが、僕は真っ当なのかと、僕は思うんですが、今の市長の発言と、僕の発言と、価値観が違うのかもしれませんが、私はそう思っております。

2番目の質問に移ります。平成30年12月の下方修正された収支計画についてですが、平成29年6月の前回収支計画時と比較して、修正金額、要因について説明を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 前回の収支計画と今回、お示ししたものの違いではありますが、外来収益については、前回の収支計画では、野洲病院の平成26年度診療収益で外来収益を推計しており、野洲病院が平成28年度から土曜休診された影響も少なくないと考えておりました。今回の収支計画の見直しにあたり、平成28、29年度決算実績を確認したと

ころ、土曜休診の影響が一定程度あると判断し、新たな収支計画では、平成27年度の土曜診療患者相当分を除いた割合を考慮した結果、外来収益を1億5,000万円減額したものです。なお、外来収益の減額に伴い、連動する経費についても、減額をしております。また、新病院の事業経費の精査の結果として、設備維持管理費等の経費を約8,000万円増額しております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 市長、これ、今後経費の増額の可能性については、どうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前9時55分 休憩）

（午前9時55分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今回増額がありましたけど、今後さらに経費の増額の可能性というのは、どうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 経費は増額するかも、減額になるかも、これは現時点でわかりません。今の時点で、最適な金額を試算したわけですから。だから、従来から申し上げているように、これ、全て野洲病院なり、あるいは客観的な条項に基づいて出しているものであって、上がるとか下がるとか、今の時点では断言できません。いずれとも断言できません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 次に行きます。開院26年目で、運転資金が底を尽き、資金ショートすることについてですが、平成30年12月の下方修正された改善前収支計画について、平成29年6月の前回収支計画時と比較して、要因について説明を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 前回の収支計画から、野洲病院における医師等の減員等による収益減に伴う承継財産の受け入れ見込みの修正による影響、医師の減員等による収益減に伴う直近の野洲病院の決算の反映による外来収益の減額、経費や施設整備事業費の増額、開院10年目から開始される一般会計借入金、これは開院時の運転資金約7億円の償還や開

院 16 年目に実施する設備更新工事、これ、約 27 億円を見込んでいますが。の償還等が主な要因となります。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10 番（稲垣誠亮君） では、4 番に行きます。平成 30 年 12 月の改善収支計画の方に移ります。運転資金の 7 億円についてですが、返済義務のない出資金に切り替えるとのことですが、市民の立場からすると、税金を一時的に貸し付け、その後返済してもらう予定であったものを、出資への変更により、実質的に運転資金の中で消化され、返してもらえないこととなります。当初市民に説明していた事前の計画は、現実的ではなかったことになり、事業を進めるのであれば、市民への説明責任は避けられないと思いますが、この点お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 貸し付けを出資に替えることの問題ですが、これも何回もご説明していますように、公立病院、野洲市立病院ですから、本来といいますか、一般的には随分以前から市立病院が存在して、途中から公営企業法の企業会計に切り替えて、そして、独法法人にすると。というのが、一般的な流れです。野洲市の場合は、残念なことに、長年、大きなお金を民間病院に貸し付けたり、補助をして、これは市民への医療の貢献もあったわけですが、経営としては、一方的に税金を交付金措置、あるいは交付税措置もない中でやってきました。もう立ち行かないということで、市立病院を立ち上げようということで、当初から公営企業法、そしてある時期から独法法人と、かなり素早い転換をしないといけません。一般の公立病院の場合は、公営企業法以前にありましたから、病院の土地、建物、一定の資産は、出資として行われています。野洲市の場合、それもあつたんですが、できるだけ早い段階から自立型を描いたわけですが、ただ、土地は出資でもいいだろうと思っていたんですけども、これも土地は病院事業で改めて買収した方が、交付税も入ってくる、いろんな支援もあるということで、買っていただくことになりました。これで随分野洲市は潤っています。本来だったら、土地ぐらいは出資でもいいわけです。

ということで、今回、余りにも厳しくし過ぎるというよりは、一般の公立病院並みに、本当は建物も何もかも 1 回他の病院がなぞってきたように直営にして、直営の直営の市立病院にして、そして企業会計にしていってあげればというと、病院の立場をおもんばかっただけで、それでもいいんですけども、最初から全てを病院の中で賄おうとしたんですけど、少しそれには過大な負担があるということで、一部出資を行ったわけで、これは野洲市民の

病院ですから、野洲市が出資することについては何ら問題はありません。

いずれにいたしましても、稲垣議員の厳しいチェックは、先般も申し上げたように、私は大歓迎ですけれども、本当に野洲市民の医療を守るためなのか。いくらでも批判は簡単です。でも、問題は一切ありません。おまけに、駐車場も一時は、病院ではなしに、共通の駐車場を市が建てようとしていたんですけれども、これも交付税、交付金、あるいは返済の仕組みを考えると、病院事業がふさわしいという専門家のアドバイスもありましたから、病院で行います。

裁判に使われますから、あえて言いますが、駐車場が250数台では少ないとおっしゃっています。文化ホールにも使うんだと。当初から、文化ホールは、平日、夜間、土日昼間、ちょうど病院が稼動しているのとは反対のパターンだから、合わせ技で使えますと言っています。けども、訴えの中には、駐車場がホールに使うんだったら、狭いとおっしゃっていますけれども、今の文化ホールの駐車場は残すわけですから、全然問題ない。

そういったことで、駐車場も病院が整えてくれるわけですから、出資金として一定の金額を出すことについては、全く問題がないという考えであります。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 僕は本当に心配してやっております。これ、要は医師の今の体制を見たら、アルバイトの医師が中心とする、医師体制の信頼度がもう要は不足しているわけです。建物、設備と比例して、医療報酬の売り上げがなかなか見込むのは難しいかなと。経営に苦戦することは、僕は苦戦であると思っているので、心配して、本当にやっております。

これ、今のお話にありましたけど、でも、当初の計画とは全く変わっていますね。当初は、事業債の発行で、基準内の繰り入れで、運転資金の7億についても、これは市民からお借りするものですね。お借りしたものを、病院事業会計に貸し付けて、それをまた市民に返していただくと、そういう事業計画であったはずなんです。それで議会の議決も踏んできたと思うんです。急に、去年の年末、秋に、その7億はもう返してもらわなくていいよと、急に話が変わったと思うんです。それはやはり、全く今まで事業を進めてきた話と違う話、違う計画になっているので、やはりこれは、市民への説明責任は必要だと思うんですが、あとは、出資というと、多分これ、見た市民の方は、余り詳しくない方は、生協とかの例えば出資のように、何か返ってくるんじゃないかとか、そういうふうに誤解されている方も、僕は大変多いと思っているんです。なので、市民の方に広報で出資について

書いて、広報の3月号でも出資扱いに変更しと書いてありますけども、この出資について、このお金は返ってきませんと、やはりそこまで書くべきなんじゃないかなと、僕は思うんです。そこまで書いていただければ、この説明責任が十分ではないとは思っていますけど、一部でも僕は担保できると思うんですが、そのあたりについて、僕は記載すべき必要があると思うんですが、7億というのは大金なので、その点、どうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 本当に悲しくなってきましたね。これ、市民病院なんです。市立病院じゃなくて、市民の病院です。そこに市民が出資する。そして、市が設置者である独立行政法人に出資するわけで、そして、お金の問題ではなくて、何が返ってくるのかといたら、将来、野洲市においてたちまち日々の保健と健康づくりと医療のサービスが返ってくるんです。公共サービスとか公営企業というのは、そういうものです。どっかのA株式会社に出資するわけでは、全くありません。

そういうことを含めて、私は出資という言葉を市民の皆さんに言っています。

稲垣議員は、将来の病院に対してだけ批判しておられますけども、野洲病院の昭和60年からの行いというのは、返ってこないお金を9億円貸していたわけです。

○10番（稲垣誠亮君） そんなこと、今、聞いていません。

○市長（山仲善彰君） いやいや、違います。今回は、きちっと市が責任を持って、市民の公営企業の病院、あるいは法律に基づく独立行政法人としての病院に出資するわけであって、全く問題はありません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

市長、この改善計画なんですけど、広報の中で病院事業の黒字化は、開院4年目が見込めとあります。でも、収支計画を見ると、4年目の黒字額というのは8万2,000円です。しかし、5年目から再び赤字に転落するじゃないですか。僕、これ、思ったんですけど、独立行政法人の認可基準である5年以内の黒字化を達成するために配慮されたものなのかと思うんですが。仮に、国側も4年目の8万2,000円を入れているけども、これが実態として5年間、5年以内に黒字を達成したと、実態として言えるのかどうかと。そういった部分の問題も、僕は別に出ていると思うんです。

なので、この独立行政法人の認可については、4年目の8万2,000円できちんと乗り越えられると、そのように市長は判断されているということで、理解してよろしいです

か。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、最大限客観的なデータでシミュレーションしていますし、シミュレーションというのは、今ある数字を想定して計算しているわけですが、先般申し上げましたように、1人の医師、1人の看護師さんがどれだけ頑張るのか、それが10人、20人頑張るのか。いい意味でスポーツと一緒に、自分の過去の実績から、自分の成績だけ見ていたら、スポーツの達成とか、それはないです。これは、今回の取り組みというのは、市民の医療を絶対地域で守るということの中で、無理はきちっと避けながら、最善の努力をする中で達成しようとしているプロジェクトで、見込みばかりで。だから、稲垣さんの発言を聞いていますと、ずっともう病院はやめた方がいいよと。心配というんだったら、心配して問題があるんだったら、どういうふうにしたら解決できるのか。先週も言いましたように、車が交差点から出てくる。対向車線を走ってくるかもわからない。それをいかにきちっと正當に回避して、安全に道路を走るのか。病院の場合だったら、市民の多くが願っておられて、医師会も期待しておられる病院を、ごまかしなく、どういうふうにして着実にしたら実現できるのかということ、その中できちっと工夫したら、5年以内の黒字が見込めるということ。

この5年以内の黒字も、なぜ5年なのかというのはないわけです。一応ルールがはめられているわけで。ですから、それが制度にのっとって達成できていたら、それで問題ないと考えます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 重要なことですよ。じゃ、これ、8万2,000円の計上で、認可基準には該当すると、そういうふうに理解していいのかということ、僕をさっきから端的に聞いているので、認可基準に問題ないのであれば、認可基準に全く問題ないというふうに答えていただきたいと思いますが。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市が考えておるのは、問題ないと考えています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 実態としてそぐわないということで、仮に異議が出るような事態に陥った場合は、どのように対応されるおつもりですか。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

(午前10時11分 休憩)

(午前10時12分 再開)

○議長(橋 俊明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員。

○10番(稲垣誠亮君) わかりました。これは実態として5年以内の黒字化というふう
に、私は言えないのではないかと。これは会計士と話していて、そのような、私、判断い
たしましたので、質問させていただきました。

これ、出資前提で事業を進めれば、危機に陥れば助けてもらえるという、現民間野洲病
院と同様の怠慢が生まれるのではないかと。やはりここは出資ではなく、事前に市民に説
明をしている返済義務のある当初の予定の長期借入金でキャッシュフローの改善を図って、
出資ありきの経営努力をしない体制を避けるべきではないかと、私は考えておりますが、
この点、例えば端的に申し上げますと、長期貸付金を全額出資に切り替えるのではなくて、
50%を出資にとどめてはどうかと、そういったことも思うわけですが、まずその点につ
いて、それぞれ答弁いただけたらと思います。

○議長(橋 俊明君) 市長。

○市長(山仲善彰君) まずは出資に切り替えたことは、問題ないという認識をしていま
すし、当初の投入資金を出資に切り替えて、後年の出資につきましては、総務省の繰出金
通知に基づく基準で行うこととしておりまして、安易に出資することを前提とはしており
ません。

また出資に切り替えたことと、経営努力は別のもので、今、ご指摘の出資だから経営努
力がなくなると、返済義務がないからなくなるといったものではない。そういう仕組みを
前提にして、この病院を制度設計すると言っていますし、現にそういう方針を具体化しよ
うと思っています。

給与につきましても、当初から申し上げていたように、実績を反映した給与、だから約
束を守りました。直営でありながら、2つの給料表を策定しました。独法法人の場合はあ
るんですけども、一般的に1自治体に2給与体制。一番最初から、私、言っています、こ
れは。だから、言ったとおりに企業体制はそのとおりになっていますし、出資については
全く問題ないですが、稲垣議員はご心配して、どうしようとされているのかわからないの
ですけど、出資にしても問題ないわけですから、心配で議論し出したら、いつも言ってい
ますように、石橋、心配でいつまでもたたいていたら、橋が割れるまでたたくと納得で

きません。石橋は割れるものだという前提で建てたら。だから、稲垣議員は、この病院は最初から成立しないという前提でおられるから、ずっと石橋をたたいておられるわけです。だから、それだったら建設的な議論が全くできません。こちらは、危ないことは一切つもりないけども、通常の荷重であれば、通れる石橋。これ、石橋なのか、コンクリートなのか、鉄骨なのかは別として、市民の皆さんにきちっと通っていただける橋としての病院を制度設計して、今、着実に実現にあたっているところでもあります。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） だから、ある程度長期貸付金の部分も残して、本当に病院さんにも努力していただいて、病院さんのキャッシュが回らなかったときは、追加出資をするのもやむを得ないと、僕は思うんですよ。なので、最初から全額出資になってしまうと、じゃ、また病院、が資金が少なくなってきたら出資してもらえると、働いている方からすると、そういったように、どうしても思いがちに僕はなると思うんです。なので、全額出資はちょっと危険かなと。少なくとも、例えば50%程度にとどめて、残りの50%は長期貸付金で処理してはいかがかんと思っているんですが、その点、市長、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何回も答えています。稲垣さんは稲垣さんで、独自に判断いただいたら結構です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。ありがとうございます。

次、行きます。機器等更新投資額の見直しだが、開院当初は、新品の機器が多く存在するとのことですが、抽象的な表現でなく、新旧の比較の上、数量、割合などの説明を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 機器に関しましては今、最終的な選定をしているわけで、シミュレーションでは、毎年更新するという前提でお金を見ていましたけども、あえてそういうものでもないというので、今のシミュレーションになっています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） なので、具体的に新旧比較の上、数量、割合などの説明を求めています。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 新旧比較というか、旧の方はさっき言いましたように、通常、昔のパターンですと、医療機器の更新とか、病院施設の補修とかを見ていなかったんですが、きちっとそれは必要な経費として見積もったわけですが、ならしていつてみたんですが、最初の立ち上げの段階から高額医療機器を億単位で更新するというのは非現実的なので、旧はそういう単純な平均パターンでしたけども、一定の大きな医療機器については5年とか10年で更新するのは現実ですから、そういうふうに変えていったということでありませ

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それを具体的に数量で比較して、きちんと教えてほしいということを通告で出しているんですが、それは無理ですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 現時点では、MRIだとか、それが何年とかいう形では出していません。実際、まとまって使い出してから、基準が変わるとかで見直さんとだめなわけ

して、どこの医療機器でも、一定の5年であっても、7年使ったり、あるいは制度が変わった場合、5年が4年で変えたりするので、今そこまでの厳密なものを出していません。ただ、当初、想定している医療機器の更新の金額を一定割合で掛けてならしていたものを、5年とか10年とかという形で再度設計したのが、今の新しいシミュレーションです。問題は全くありません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、次、行きます。更新投資の抑制により、同時に医療機器メンテナンス、修理費用の新たな増加が見込まれますが、経費想定をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か早口で話されるので、わからないですけども、新たな費用の増加というのは発生しないと考えています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） おかしいでしょう。だって、更新の投資、更新を抑制するわけですから、発生するに決まっているじゃないですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何かお答えが全然理解できていないのと違いますか。更新を抑制はしていないんですよ。更新費用を一定の総額にして、それを均等に割ってやったわけ

す、毎年1億円とか。でも、実際、初年度、新しい機器を入れて、翌年度に億単位の医療機器を入れるというのは現実的ではないので、だから、それを必要な3年とか5年という必要な更新時期まで使って、その時点で3億円とか5億円をきちっと措置しましょうということで、更新を遅らすなんていうことは、全く考えていませんから、新たな費用は生じない。

どうもこれだけご質問いただいて、何回も説明しているのに、どうも根幹が全く理解できていないというのは今、よくわかりました。

○10番（稲垣誠亮君） できています。

○市長（山仲善彰君） できていない。

○10番（稲垣誠亮君） できています。

○市長（山仲善彰君） そうしたら。

○10番（稲垣誠亮君） できています。

○市長（山仲善彰君） 更新抑制は行いません。更新抑制は行わない。私の今までの説明で、はっきりそう申し上げているじゃないですか。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 次、行きます。医療機器が古いままだと、患者は多く診れない。症例が多く診れない。医師は新しい医療機器を常に求めるものであると思いますが、労働意欲に影響を及ぼす可能性については、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） お答えします。全然労働意欲には関係ないんですけども、必要な更新時期に更新する予定をしていますから、気の毒に、今の野洲病院は、2010が来たときには、全然使えない医療機器でした。そこからこの新病院が計画できた段階で、安心して、例えばMRIでしたら、新病院ができるまでということで、いわゆる中古、いい中古、筋のいい中古を買いますけど、補助していただけますかということで協議して、精度を高めました。そんなことは全く行いません。

誰かに何か読んでもらっていて、やっておられるのと違いますか。全然医療機器の更新を遅らせたり、鈍らせたりすることはないので、医師が意欲を失われることはないです。

どうも、先に固定観念があって、毎年1億を5年で5億とかやったら、医療機器の更新を遅らせているというふうにはばっと理解されて、それで質問が成り立っているというふうにも今、見受けました。一生懸命何かしゃべっておられるけども、自分の言葉じゃないですも

のね。本当ですよ。おかしい。これ、ずっと。

○10番（稲垣誠亮君） おかしくない、おかしくない。

○市長（山仲善彰君） たどっていったらおかしいと思います。

○10番（稲垣誠亮君） おかしくありません。

○市長（山仲善彰君） 以上、答えとします。医師の勤労意欲、労働意欲、前向きな医療行為、意欲をそぐことは一切ありません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 全て自分の言葉で話しております。今回の質問、終わりますけれども、今回の質問は現在の予定されている市立野洲市民病院の医師団、常勤の医療体制の医師団の構成が余りにも貧弱であり、22人の医師の内容、構成についても、時間帯勤務の方が大勢いたり、新しく全く新人で来られる方がいらっしゃる。到底、事前に立てられている収支計画のパフォーマンスの売上げを達成するとは、私は思えません。なので、少しでも医師の方に来ていただくために、やはり医師の方が望む魅力的な条件が必要であると思っています。

最後です。急性期の病院内には多く存在する医療機器整備の委員会、もしくは会議について、7月以降の市立野洲病院では当然設置されているものと思います。この点についてお伺いいたします。この種の委員会は、一般的に医師の出席率も他の会議に比べて非常に高く重要なものであります。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご質問がえらく細かいんですけども、当然医療機器は重要ですから、治療行為にあたる医師の意見で採用しないとだめですが、ただ医師の望むものだけを判断して聞いていると、全体のガバナンス、マネジメントに関わるので、客観的な議論ができる仕組みは必要ですけども、今、ご指摘のような名前の委員会にするのか、もう少し病院経営全体をにらんで、その中に位置付けるのかは、今後の検討に委ねます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 検討していただけるということですので、医師は大変、この会議は医師は必ず出席してきていますから、期待しております。

では、終わります。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前10時25分 休憩）

(午前10時40分 再開)

○議長(橋 俊明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長より、答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。市長。

○市長(山仲善彰君) 先ほどの稲垣議員のご質問の5問目の外来収益、経費についてのご質問へのお答えの中で、「平成28年度から土曜休診された影響は少ないと考えていました」と言うべきところを、「少なくないと考えていました」と言ったようでありますので、「影響は少ないと考えていました」ということで訂正をさせていただきます。

○議長(橋 俊明君) 次に、通告第8号、第7番、津村俊二議員。

○7番(津村俊二君) 第7番、津村俊二でございます。今回は3項目にわたって質問させていただきます。

まずはじめに、いじめ防止の取り組みについて伺います。

大津市中2いじめ自殺事件は、2011年10月11日に滋賀県大津市内の当時中学2年生だった男性生徒が、いじめを苦に自宅マンションから飛び降り自殺した事件があります。いじめ防止対策推進法が誕生するきっかけとなった事件としても知られています。

そして、長野県と滋賀県大津市で試行されたLINEによるいじめ・自殺相談の事例があります。LINEによる相談事業の利点については、電話に比べ、気軽に相談しやすい、LINEによる相談は圧倒的に件数が増えた、1週間で1年分の相談が寄せられたと報告されています。啓発動画の一斉配信など、紙媒体に比べ、低コストで効果的で、注意を喚起できるなどが上げられています。現在、相談にあたっている関西カウンセリングセンターの古今堂靖理事長は、電話や対面による相談では、相手から、つらいんですと言われると、つらいんですねと返す感情反射の傾聴技法が有効だが、LINEのやりとりでは逆効果で、相手からくどいと思われてしまうと指摘されています。表情やしぐさが見えないSNS相談では、対話をリードする質問や共感的ではっきりした言葉のメッセージが有用とアドバイスしています。

また、相談システムを開発したトランスコスモス株式会社の三川剛上席常務執行役員らは、長野県の相談事例を通じて、複数名への同時対応や、過去の相談履歴の参照など、カウンセラーをサポートする仕組みが有効と話しています。

また、文部科学省では、現在はいじめなどの相談を電話で受け付ける体制をとっているが、今年度からはスマートフォンのアプリなど、SNSを通じた相談窓口を開設する方針をかためました。若者の会話が、電話よりもLINEなどSNS中心になっているため、

文部科学省は今年度からいじめなどの相談を、SNSを通じて受け付ける窓口を、一部の自治体で先行して開設する方針であります。相談員の人件費に限りがあるため、相談の受付は、平日の午後5時から10時に限定し、気持ちが落ち込みやすい日曜日や長期の休み明けにも相談を受け付けることが検討されています。

また、死にたいなど、緊急を要する相談については、受付時間帯が限定されたSNSでは対応が難しいことや、スマートフォンを持っていない子どももいることから、文科省は、従来の24時間対応の電話相談も利用してほしいとしております。

LINE株式会社の公共政策室主席政策担当の村井宗明氏は、いまどきの子どもは、電話を使わずLINEなどのSNSが主なコミュニケーションの手段となっているとし、時代の変化に対応したSNSの積極的な活用が、子どもたちの命を救うことにつながるの思いを吐露しています。

また、文科省の初等中等教育局児童生徒課長の坪田知広氏は、子どもたちの相談体制の構築と神奈川県座間市で起きたSNSを悪用した殺人事件の再発防止策の観点から、SNSによる相談体制が前進したと指摘ありました。2017年度補正予算と18年度予算案を合わせて2億5,000万円の予算額、1カ所上限1,000万円、全国で25カ所分が確保される見通しを示し、今回の実証実験を次の全国展開へのステップにしていきたいとしています。

繰り返しになりますが、長野県と滋賀県大津市で試行されたLINEによるいじめ・自殺相談の事例を踏まえ、電話に比べ気軽に相談しやすい、圧倒的に相談件数が増えた、啓発動画の一斉配信など、紙媒体に比べ低コストで効果的に注意を喚起できるなど、LINEによる相談事業の利点を提示されました。

そこでお尋ねいたします。昨年6月定例会において、長谷川議員の一般質問でも答弁されました市内の小中学校でのいじめの可能性あるものを含め、小学校で164件、中学校で34件、計198件を認知されているとありました。現在の小中学校において直近の把握されている発生件数を伺いたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、津村議員のいじめ防止の取り組みのご質問のうち、1点目の直近のいじめ認知件数についてお答えいたします。

平成30年4月から平成31年1月末の市内小学校でいじめ認知した件数は159件、また中学校は32件でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。少ないにこしたことはないと思うんですけども、この数字をどのように認識されるというか、されているのか、教育長の見解を伺います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 学校では、人間関係を学ぶ場というふうに考えております。そういう意味では、ぶつかったりとかいう中で、いじめに至るケースが幾つもあります。そういう場合、できるだけ早く、あって当たり前という、いじめがないところはないというふうに捉えておりますので、いかにそれを敏感に検知して、アンテナを高くして把握するかということが大事な、そこを支援して解決にもっていく。できれば、子どもたちにそういう力を育てていくということが大事なというふうに捉えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。私も、今日も小中学生の児童や生徒さんの登校の見守りで、スクールガードをさせていただいております。今日は強風で、本当に傘を差して、傘がひっくり返るといいますか、本当に表情とかが、よく小学生や中学生の表情をよく見たりして、なかなか挨拶して返してくれない子もいらっしゃいますけども、それなりに一生懸命サインといいますか、シグナルを送ってくれているのがよく、私も1年間通して子どもたちが元気に登校している姿をよく見かけます。

ただ、いじめとか虐待のケースというのは見えにくいものであって、心の問題ですから、非常に見極めにくい。また、そういう事件が起きたら、自殺をされて、命を落とすことが起きましたら、大津の場合ですと、7年かかりましたので、本当に私たちが地域の目としてしっかり見極めていけないといけないというふうに常々コミュニケーションをとりながら、私自身も必ず起こさないという思いでやらなければいけないというふうに、自覚を持っているつもりであります。

次の質問に移りたいと思います。教育長の教育方針にありました、中学校の不登校が大きな課題であるとあります。これは、いじめとの関連性があると思われるケースも含まれていると考えられますが、教育長の見解を伺います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） いじめが原因となった不登校についてお答えいたします。

今年度、いじめと関連性があると思われる不登校は、先般、市内の小中学校で発生しました重大事態というふうに認定しました1件のみでございます。このような不登校、あつてはならないものでありますし、また今、議員お話のように、それで命を落とすということは本当に痛ましいことですので、絶対にならないように。たまたま今回はそこには至りませんでしたけども、本当にそういう部分が誰に起きても当たり前というふうな認識で、教職員の早期発見、あるいはそれを早いこと支援して、解決にもっていくというか、そういう力がぜひとも必要やというふうに考えております。

そういう意味で、校長会とか、あと生徒指導担当者会通じて、いじめの未然防止、早期発見に努めているところでございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 私も娘が2人いまして、小学校へ行っているときに、担任の先生が、娘が言うには、今日は先生に叱られたと言うんです。どうしたと言って話をしましたら、みんながいじめられている子を、簡単に言いますと、いじめられている子を見て見ぬふりをしたことによって、みんなに先生が注意したということを書いていました。僕は本当にいいことだなというか、いじめはいじめる側が100%悪いんですけども、いじめられる側が何か悪いみたいな。また見て見ぬふりする人たちも同罪とまでは言いませんけども、そういうのはいけないという教育方針というか、担任の先生が言っていたということ、随分前になりますけども、もう20年ぐらい前、娘が小学校に行っていたときから。そういう教育というか、本当に私たちがやっぱり人権のまち野洲市としてもそういうことを許さないという自覚を、大人も含めて、また保護者の方も含めてそういうことを早く察知して、今回、野洲市で報告されたケースに関しては、そのように公表されて、私はやっぱりみんなで解決するというか、そういうことは重要なことであるというふうにも強く思いました。

そこで、次の質問なんですけども、野洲市でSNSによる相談窓口開設についても検討はされているのかを、教育長にお聞きします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） SNSによる相談窓口の開設検討についてお答えいたします。

現在、24時間子どもSOSダイヤルでありますとか、子ども相談電話、あるいは子ども

もの人権110番といった電話相談機関がありまして、毎年4月から5月にかけて、それぞれカード大に電話番号と、それから困ったらここへというふうなことが書いた名刺大の紙を、子どもたち全員に配付しております。主に県とか、あるいはNPOの方が運営されているんですけども、そういうふうなので対応をしているところがございます。

市教育委員会としましては、小中学生がSNSをするために、スマホを結構持っているんですけども、そういうふうなのでの相談といいますか、それで使う利点よりも、持つことの課題の方が大きいというふうに思っておりますので、今述べました電話相談の活用をさらに周知をするということで、対応していきたいというふうに考えています。

なお、本市の状況でいいますと、いじめを受けたという、先ほどのいろんな件数はあるんですが、そのそういう子どもたちの63%が、先生に相談をする。それから、他の26%が親や家族に相談をしていると。大体9割ぐらいがそういう相談なんです。あとは友達から連絡があるとかいうふうな形で対応しております。いじめを受けた大半の児童・生徒は、今のところ、大人の誰かに相談をしているという状況、これは全国学力調査によりますと、野洲市は非常に高い割合になっています。身近な大人に相談するという割合が非常に高いという状況です。そういう中で、市教育委員会としましては、このSNSの相談窓口というのはまだ試行段階ですので、もう少し様子を見守っていこうと。現在のところ開設の予定は、開設は考えていないという状況でございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 先ほどちょっと申し述べたと思うんですけども、電話をすることが、かなりやっぱり勇気が、子どもたちにとってはいると思うんです。対面ももちろんそうですし、今、小・中・高生がスマホを持って、持っている携帯している時間というんですか、使用している時間は2時間から3時間。3時間ぐらいの持っているわけです。ゲームであったりとか、動画を見たりしているわけですけども。SNSのカウンセラー、専門のカウンセラーさんがいますので、ぜひとも今、試行段階とおっしゃっていただいていますので、ぜひとも子どもたちのそういう小学生、中学生の意見というのもくみ入れて、SNSだったら、LINEやったら相談しやすいかと、そういうアンケートみたいなのも結構ですので、とっていただいたら、ありがたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） この件につきましては、いろんな時代の流れと共に、どんどん変わっていくと思いますので、今お話しされたような方法も考えながら、検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。私もいつまでスクールガードをさせていただけるかわかりませんが、またこの季節は卒業式、また入学式等ありますので、地元のたくさんの児童や生徒さんを見ることはできませんけども、地元の地域の子どもさんたちは見守る強い覚悟で、臨んでいきたいというふうに思っておりますので、また教育委員会としてもしっかりまた共々に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願います。

次、2点目の質問に移らさせていただきます。今日は3. 1 1、朝から東北大震災の報道がなされております。災害対策地域地区防災計画について、お尋ねしたいと思います。地区防災計画について伺います。従来から国の防災基本計画があり、自治体が立てる地域防災計画などがあります。それに加え、自治会やマンションの管理組合などの地域コミュニティが、災害時の避難方法などを自ら立案する地区防災計画が、平成25年の災害対策基本法の改正で創設されました。これは、東日本大震災で、自治体の行政機能が麻痺したのを教訓に、26年4月に導入されました。地域の特性に応じ、地区の範囲や活動について柔軟に規定できる制度となっています。

災害発生時には、自治体や消防の公助が行われますが、より減災に大きな役割を担うのは自助であり、共助であります。この視点に立てば、市区町村よりも小さな地域コミュニティでつくる地区防災計画の必要性が浮かび上がってきます。この地区防災計画を立てる単位は、自治会、マンション管理組合や企業やNPO法人、商店街、学校、医療、福祉施設なども主体となることができます。

内閣府による地区防災計画策定状況の全国調査結果が初めて公表されました。昨年4月1日時点で、地区防災計画が市区町村の地域防災計画に反映されているのは、23都道府県の40市区町村248地区で完成、素案作成に向けて活動中なのが、40都道府県の123市区町村の3, 427地区であります。素案作成段階にある地区を抱えた市区町村数が全国1, 741ある自治体の1割にも満たず、計画策定のための説明会開催や町内会への呼びかけをしているのは、全体の約15%の260自治体で、73自治体は制度自体を

知らない状況でありました。制度の普及、啓発活動について、行う必要があるが、行えていないと答えた自治体は、全体の約6割に及んでいます。

そこで伺います。

まずはじめに、地区防災計画についての見解を伺います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、津村議員の災害対策地域防災計画についての1点目の地区防災計画についての見解について、お答えいたします。

市では、平成29年度に修正を行いました野洲市地域防災計画において、地区防災計画の位置付けを行ってございます。市地域防災計画での地区防災計画の内容でございしますが、具体的には、市内の一定の地区内の住民及び事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として、市に提案ができるということとしております。

また、市は、提案された地区防災計画を必要があると認めるときは、野洲市地域防災計画に地区防災計画を定めることとしてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 各自治会、92自治会あると思うんですけども、こういう防災計画というのは、自治会には、92自治会には設定というか、計画はされているんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 92自治会、野洲市にございますけれども、こちらで地区防災計画が策定されているかということによろしいでしょうか。92自治会ございますけれども、自主防災組織等は、全部92自治会ございます。ただこの自主防災計画、これは自治会の計画になりますが、これを策定しておられるところも幾つかありますが、ちょっと数等は、市では認識しておりません。この自治会が策定されている自主的な防災計画と、地区防災計画は違うということを認識しております。といいますのは、地区防災計画におきましては、災害対策基本法に基づくもので、防災会議で地域防災計画に定めるものとなっております。ですので、地域防災計画の基本方針であるとか方向性、これに照らし合わせる必要がございますので、そこは自治会の計画とは違うということを認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） わかりました。ありがとうございます。

次の質問なんですけども、今後各地域で、地区防災計画の策定が進むことが、市全体の災害対応力の向上につながるとも考えますが、これに関する認識、また地域への周知方法をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、まず各地域で地域防災計画の策定が進むことで、市の防災対応の向上につながるが、その認識ということでございますが、防災・減災のためには、熊本地震などを例にとりましても、災害が起きたとき、大災害が起きたときは、行政自体が被災をしてしまうという場合がございます。そのため、まずは自助、市民一人ひとりがふだんから備えを行う、自分の身は自分で守る。そして、共助、地域の方々が協力し、助け合うということが大切であると考えております。地区防災計画は、地域コミュニティにおける共助の推進のために創設された制度でございますので、共助の強化によりまして、地域の防災力の向上につながるものと考えております。

地域への周知という方法についてはというご質問でございますが、これについては、現在、地区防災計画の策定に関しては、具体的な周知は行っておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） わかりました。ありがとうございます。

次の新聞報道で地区内に防災リーダーを置き、訓練の企画を行う、住宅に消火器と火災報知器を100%設置する、避難マップを作成し、名前などを書いたカードを避難時に携帯するなど、取り組みの内容はさまざまでありました。先日行われました地区防災計画の策定についての講演では、加藤孝明東京大学准教授は、防災だけではなく、まちづくりの中でも、防災もしっかり考えていくことが重要、計画をつくるプロセスが非常に重要として、地域コミュニティが主体的に課題解決に取り組める組織になることが必要だと言われておりました。また、5つの重要なポイント、基本姿勢として、正しく知ること、前向きに捉える、防災だけではなく、防災もまちづくり、災害への備えを日常にどう定着させるか、自分たちで考えることが大切と話されておりました。

現在、市では、地区防災計画に関してどのような取り組みが具体的に行われているかを伺います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 地区防災計画に関しての市での具体的な取り組みというご質問でございますけれども、現在、市では、調査・検討の段階ということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 調査・研究、ぜひまた調査・研究が終わりましたら、またお知らせというか、私たちも教えていただきたいと思います。

次、この地区防災計画は、市の地域防災計画に位置付け、公助の仕組みと連動させることで、実効性が高まってくるとも考えられます。地域の実情に合わせた防災対策について、地区防災計画の認定の方向性も含めて、見解を伺います。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、地区防災計画の認定の方向性を含めた見解についてということで、お答えいたします。

現在、2点目でもお答えいたしましたけれども、共助の強化が地域防災力の向上につながるものと考えております。現在、市では地区防災計画の策定はございませんが、野洲市地域防災計画に位置付けをしておりますように、市は提案された地区防災計画が必要があると認めるときは、野洲市地域防災計画に地区防災計画を定めることとしておりまして、法に基づき、認定する方針を定めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。防災リーダーの研修とか、昨年もしていただきまして、私の地元の自治会の防災隊長等参加していただきまして、本当に防災への心構えといいますか、意識が高まっているように思います。ただ、おひとり暮らしであったり、体の不自由な方がおられたり、地域によっては、誰が、災害時に誰が誰を連れ出すとか、そういうきめ細かく決められているところもあります。まだまだそこまでは至っていませんけれども、できる限り、想定されたそういう計画をしっかりとやっていかなければならないと、私自身も思っていますので、また市としても取り組みをまた一緒にやっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。在宅においての看取りについての質問です。2025年、団塊の世代の方々が75歳以上となるこの国は、4人に1人が75歳以上という超高齢社会にな

ります。厚生労働省の試算では、その5年後の2030年には、病院でも自宅でも死ぬない看取り難民が47万人に達する見込みであると言われていています。在宅看取り1,000人以上、ひとり暮らしの看取りを50人以上経験された日本在宅ホスピス協会会長である医師でもある小笠原文雄先生が、以下のように話しておられます。

最後まで家にいたいと願っている人が大勢いるにもかかわらず、最後まで家にいられることを知らない人が大勢いることもわかりました。現在75%の人が病院で死を迎えています。しかし、実際は、介護保険制度ができたことや、在宅医療の質の向上によって、ひとり暮らしの末期がん患者さんでも、最後まで家にいたいという願いはかないます。好きなところを選べるのです。痛みや不安がなく、朗らかに過ごしたい、そして清らかに旅立ち、笑顔で見送ってほしい、それは誰もが願う人生のめでたい最後ではないでしょうかと紹介されています。

また、小笠原内科では、お別れの時期が近づくと、訪問看護師が患者さんのご家族にお別れパンフを渡し、お別れに向けての説明をします。お別れパンフとは、患者さんのお別れが近付いてきたと医師が判断したときに、ご家族に渡すパンフレットのことで、そこには、お別れに向けての注意事項が書かれています。ご家族は、最後まで家にいたいという患者さんの願いをかなえてあげたいという思いで支えています。ほとんどの方は、家での看取りが初めてであります。患者さんが元気なうちはいいのですが、死ぬ直前になって、少し様子がおかしくなって、どうしたらいいかわからずパニックになって、救急車を呼んでしまいますご家族も、そういうご家族も少なくありません。急いで救急車を呼んで、死ぬ前に救急車が到着してしまっ、何が起こると思いますか。悲劇であります。患者さんは救命処置をされ、死ぬことを許されず、延命措置をされるのです。そんな悲劇を起こさないためには、患者さんに何が起こるかをあらかじめ想定しておくことが大事ですと言われていています。

在宅での看取りは、在宅療養支援診療所において実施可能であります。野洲市においては、2カ所登録されています。在宅看取り、イコール警察の方という間違っったイメージを持っておられる方がたくさんおられます。医療法20条という法律の誤解によるものです。家族から呼吸停止との連絡を受けた後、患者さんの家にすぐに行かなくても、死亡診断書を発行できるという内容であります。

そこで伺います。野洲市におけるひとり暮らしの高齢者は何人か伺います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、津村議員の在宅におけるの看取りについての第1点目、ひとり暮らしの高齢者数につきまして、お答えの方、させていただきます。

平成27年度、国勢調査によりますと、野洲市の高齢者、単身世帯については、1,218世帯となっております。

なお、先ほどの質問の中で、野洲市の在宅療養支援診療所につきまして、現在登録は3カ所でございます。

それとあと、条文を引っ張っておられますけれども、医療法20条というようにおっしゃったと思うんですけども、これは医師法20条のことであると考えられますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ご指摘ありがとうございます。

次の質問ですけれども、野洲市において在宅での看取りが実施されたケースがあるか伺います。実施されたのであれば、何人か伺います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、在宅での看取りが実施されたケースについてのご質問でございますけれども、野洲市におきまして、在宅での看取りが実施されたケースはございます。在宅での看取りの人数でございますが、平成29年度、滋賀県草津保健所年報によりますと、野洲市において平成29年の1年間に自宅で亡くなられた方は、39人おられます。39人の中には、自宅での事故、自殺、急病による死亡なども含まれているため、住み慣れた自宅で親しい人に見守られ、死を迎える、いわゆる在宅看取りをされた方のみの数字は統計としては把握することはできておりません。

なお、参考までに市内の訪問看護を利用されている方の中で、在宅で亡くなられた方は、野洲市では直近1年間に約20人。この数字につきましては、市内の訪問看護ステーションの方に聞き取りをした数字でございますので、約ということでお答えの方、させていただきます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 次に、一般社団法人日本看取り士会が看取り士派遣サービスを実施しております。また、無償の見守りボランティアエンゼルチームという制度も利用でき

ます。ケアプランに組み込むことも可能ですが、ケアマネジャーへの周知が可能かどうかを伺います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 看取り士派遣サービスや無償見守りチームの利用についてのご質問でございますが、看取り士や無償見守り、ボランティアエンゼルチームにつきましては、公的な資格制度ではなく、行政では情報を把握しておりません。よりまして、ケアマネジャーへの周知の可能性のお尋ねですけれども、現段階ではそれを判断できる状況ではないと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 私も実はエンゼルチームに入っていて、まだ依頼がないんですけども、今後、看取り士という、また映画もこの秋に公開される予定でありますけども、実は私も個人的なことなんですけども、妻を乳がんで5年前に亡くしまして、実は看取りのその場に行くことができなかったんです。だからといって、それがいい悪いはまた別として、ただ、当事者が亡くなる寸前に希望し、満足し、納得しであればいいわけですけども、それは計り知れないものなんですけども、ただ、生きている家族が本当にこの小笠原文雄先生も言っていましたけども、笑顔で、家族が笑顔でピースをしている写真が何とめでたいご臨終という本を、講演も聞かさせていただいて、本を読んだらたくさんありました。

なかなか有終の美を飾るといえるのか、終わりよければ全てよしといえるのか、そういうふうにはいかないのが現実だと思うんですけども、ぜひとも、私も今、野洲市でヘルパーを、介護職としてヘルパーをさせていただいておりますが、ヘルパーは意外といえるのか、そういうケースに遭遇する場面があります。訪問したら、中で息を引き取っていたというケースもあります。そういう場合は、必ずといっていいほど、警察です。警察に通報して、処理を行う。かなり時間がかかります。私も知り合いの方が亡くなられて、大変苦労したことがあります。ですから、警察、もちろん他殺であったり、事件になる場合は必要でしょうけれども、多くはこういう本当に看取りをして、家族の方や近隣の方がよかったねとはまでは言いませんけども、そういう安心して旅立っていけるように、支え合わないといけないというふうに思います。ですから、ぜひとも、私自身もこのエンゼルチーム、無償でボランティアをするチームを増やしていこうと努力します。今後、またケアマネジャーさんへの

周知を、たくさんのチームが人数が増えれば、かなりお手伝いできるのではないかと思いますので、ご検討できるかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますけども、先ほど申し上げましたように、公的な活動という位置付けがございませんので、先ほど答弁ございましたように、ケアマネジャーさんの方に照会をする等についてはできませんけれども、今、津村議員がおっしゃいました、いわゆるボランティアエンゼルチーム、その件につきまして、私、個人的にも情報収集し、勉強の方、させていただきたいとかように思っております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

今後は多死社会というか、ますます決しておぎゃーと生まれて、赤ちゃんが誕生することはめでたいけれども、なかなか死ということに対しては、忌み嫌うことが多くあると思います。そうではないよと。本当に自然なことであって、赤ちゃんがよちよち歩いて、はいはいしてという、立ち歩きをしてとかいうのと逆で、私も高齢者に関わってよく見えますけども、だんだん歩けなくなって、四つんばいになって、寝た切りになって、これはごく自然なことであって、別にそれが悪いとかじゃなくて、本当に死んでいくのも、亡くなっていくのも、それは別に自然なことだよというふうに思いますので、またそういう安心して旅立てる、そういう地域づくりというか、またそういうまちにしていきたいというふうにも思っております。

最後に、小笠原医師はおっしゃっています。人は1人では生きていけません。最後のときも1人ではないのです。必ず誰かと関わり、お世話になったり協力し合ったり、そういったコミュニティーの中で生きています。だからこそ、専門職だけが死と向き合い、関わるのではなく、地域全体で思いやりのコミュニティーづくりができることを望んでいますと話されています。全くそのとおりだと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第9号、第3番、長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） それでは、第3番、長谷川崇朗です。質問させていただきます。

まずはじめに、野洲市の自然災害対策について、質問させていただきます。野洲市が提

供している自然災害ハザードマップについて、その精度が十分高くないのではないかと
いう疑問点がありましたので、その点に関して質問させていただきます。

こちら、今回マップ、野洲市の方が出していますマップの方、この大きなものになっ
ています。市民が見たときに、自分の地域が浸水するかどうかということがわかるようにな
っていきまして、市民がこれを見たときには、この辺に逃げればいいんだな、この辺が安全
なんだなということを認知していけるような形になっている、見やすいマップではありま
す。

こちらですね。原本の方です。部分について質問がありますので、こちら、表示の方を
させていただきつつ、質問になります。精度が高いほど、このマップというのは役に立ち
ますし、市民からの信頼を得ることができると思います。ですので、間違いがないように、
市民が見て、ああ、そうだなと思えるような地図になっていなければならないという原則
がまずあると思います。

ところで、ここの地図中にありますさくら墓園の0.5メートル浸水地域についてなん
ですけども、こちらですね。予算案でもたびたび出てきます、野洲市の方が資金を出して
つくっていますさくら墓園。ここ、浸水地域になっています。さくら墓園のセンターは1
メートルの浸水地域になっていきまして、明らかに周りの浸水なしの地域より高台に思える
んですが、1メートル浸水地域になっています。さらに言いますと、お墓が実際にある部
分というところも、より高い、お盆状の構造になっているんですけども、やはり浸水地域
になっています。私の方で別の資料等調べさせていただきましたら、直下にあります田ん
ぼのある場所に比べて、6メートルは高いというようなデータも見てとれます。明らかに
周りの浸水なしの地域より高台に思える、そんな場所、浸水すれば逃げるべき高台にさえ
思えます。なのに、このような状況になっている。これはどのように作成されているので
しょうか。また、そのときに逃げる場所としてはどのような想定になっていますでしょ
うか。質問いたします。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 長谷川議員の自然災害に対する対策についての1点目、
ハザードマップについてのご質問にお答えをいたします。

現在の洪水ハザードマップは、水防法に基づき洪水浸水想定区域が指定されました野洲
川・日野川・琵琶湖が氾濫した場合に想定される各浸水想定区域図に、平成25年度に滋
賀県が独自に設定をされました、市内中小河川等があふれた場合の最大浸水深を示しまし

た地先の安全度マップというものを重ね合わせて作成をしております。

洪水ハザードマップの降雨の規模でございますが、野洲川・日野川、そして地先の安全度マップにつきましては、おおむね100年に1回の大雨、そして琵琶湖が200年に1回の水位となった場合、これを想定して策定をしております。

ご質問いただきましたさくら墓園の浸水深でございますが、これは地先の安全度マップで浸水の想定がされています。この地先の安全度マップは、先ほど申し上げましたように、おおむね100年に1回の大雨の想定で、時間雨量が109ミリの設定となっております。雨が降った場合、まず自宅近くの水路や農業用排水路など、小規模な河川や水路があふれることを想定されています。

地先の安全度マップを設定されました滋賀県に確認いたしましたところ、この氾濫シミュレーションは、50メートルメッシュの平均の高さで地形条件を評価しており、微妙なくぼ地等の地形条件は、細かい5メートルメッシュの地盤高で補正し、補正した浸水深は、局所的なくぼ地地形を反映して、くぼ地が周囲より深くなるということでございます。

さくら墓園は、議員がご指摘のように、周囲の田畑よりも標高は高くなっておりますが、墓園が中央に向かって緩やかに傾斜をしており、墓園敷地内に降りました雨が、中央に流れていく構造となっております。墓園の中心部には慰霊の丘がございまして、その周囲には幅約2メートル程度、また深さ50センチ強の水路がぐるりと周囲を取り囲んでおります。この水路がくぼ地として認識されておりました、大雨により集まってきた雨水などであふれることが想定され、50センチ強の深さがあることから、50センチから1メートルの浸水深という設定をされているものでございます。したがって、マップには、浸水深を示します水色がリングのように表示をされております。

また、周囲の墓地につきましては、緩やかな傾斜の下に園内を回る通路がございまして、その通路に側溝がありますが、ここがあふれて浸水するとの想定で、50センチ未満の浸水深との設定がされております。

このことから、マップの精度が悪いというふうには考えておりません。

また、避難する場合の避難所につきましては、地図にもお示ししておりますように、指定しております避難所の方に避難をいただくということで、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 丁寧な調査とご回答の方、ありがとうございます。

ご回答の中に、50メートルメッシュ、5メートルメッシュでの調査が県の方の機関の方で行われたとのご回答をいただいているんですけども、避難所の方に避難するというのは、一定理解はできるんですけども、地元の住民がこの近辺に、もし仮にいたとして、この数字7のところの下の部分、このところは真っ白の表示になっていて、全く浸水はしないであろうというような想定だと思うんですけども、そこから見て、明らかに高いところにある高台になっているところに逃げてはいけないというようなイメージが、この図からはとれてしまうと思うんです。おっしゃられているような大雨が起こったとして、例えば実際に墓のある場所、そこには排水路があるとしても、この地図にある一番外郭の部分から流れ込む水の量は、どんなに大きな雨が降っていてもしれているわけで、そのお盆になっているところの一番高いところは、十分安全性が保たれる場所、それは下の田んぼの地域に比べても、6メートルも高いんですから、そういうイメージがとれてしまうと思うんです。実際に逃げても、そこには水はないはずで、もし下の田んぼに水があったとしても、そこには水がないはずで、でも、この地図を見ていると、そこには逃げちゃだめなんだというようなイメージがとれてしまうと思うんです。

そういう意味で、精度をというか、部分修正などで誤解のないようなイメージのいいものに改善などをするという余地とか要求とかは、野洲市の方ではできるのか、考えておられるのか、ご回答の方をお願いします。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 再度のご質問でございますけども、まずこの場所につきましては、隣に大山川が流れておりまして、当然こういった大雨のときには、河川には近付いていただかないというのがまず基本的事項になってくるかというふうに思います。ですので、おっしゃるように、白くなっているところもございますけれども、場所としては河川の近くということで、雨の降り方によりましては、大山川の方がまた氾濫するという危険性も当然考えられますので、速やかに避難所の方にご移動いただくということが必要かというふうに思います。

改善等のお話でございますけれども、今の地先の安全度マップにつきましては、先ほど申し上げましたように、滋賀県の方で策定をされておりますけれども、この策定過程で、市町の方に修正等の意見照会というの也被されておられますので、そういったところで私どもの方もこれまでの経験から、例えば水防活動するときに、こういった浸水の危険箇所というの把握をしてございますので、そういったところの現状と地図の表示が相違がない

か、そういったところの確認もさせていただいて、そういうことを積み重ねた上で、マップの方は作成されているということでございますので、よろしくお願いをしたいと思いません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） わかりました。

次の質問に移ります。昨年7月あたま、野洲市内には、全国なんですけども、台風の被害で大雨警報が出ました。そのとき、野洲市民の方でも、避難の方、行われたと思うんですけども、その状況についてご質問させていただきます。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、長谷川議員、2点目のご質問、昨年の7月の大雨警報で、避難は行われたかということについてお答えいたします。

昨年7月の大雨でございますけれども、7月5日木曜日午前8時20分に大雨警報が発表されましたが、降雨量が少なく、小康状態が続いていたことから、7月5日木曜日は避難所の開設、避難情報の発令は行っておりません。

翌7月6日金曜日においても、降雨量は少なく、小康状態が続いておりましたが、土砂災害の警戒を行うために、午前2時に災害対策法に基づきます地域防災計画に定める避難情報の発令ではなくて、避難者自身が判断により避難を行う自主避難所として、土砂災害の危険性がある地域、これは妙光寺、三上、小篠原東部、入町、南櫻、北櫻を対象に、自主避難所の開設の協力を依頼いたしました。

その結果、コミセンしのはらに1名が自主避難されておられます。また、翌日7月7日土曜日の午前5時には帰宅をされておられます。

以上、お答えいたします。

失礼いたしました。ちょっと間違えてしまいまして、7月6日金曜日の午後2時というところを、午前2時と申し上げましたので、午後2時に訂正させていただきます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 私の方の記憶では、この台風は非常に風が強かったのかなと思うんですけども、いつもよりも近隣住人の自宅等、周辺等で、壊れるものとか、被害などが多かったように記憶しております。そんな中においても、実際にはコミセンの方を開放

しても、1人であったということで、よかったのかなとは思いますが、実際に大きな被害が出るような災害が起こる場合、そういうものを想定しての避難の方針とか形について、行政の見解及び今後の対策というのはどのようになっているか、質問させて下さい。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 長谷川議員の先ほどおっしゃいました風が強くてという、台風とおっしゃいましたけれども、このご質問は7月の豪雨、5日から6日、7日にかけての豪雨ということのご質問でございましたので、台風ではなくて、その豪雨のことでお答えさせていただいておりますが、それでお答えさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 通告の方ではそのように書かせていただきましたが、もうちょっと一般的な見解の方を、野洲市の方の災害における一般的な見解の方をお聞きしたいので、どの台風ということ、どの大雨とか台風ということにとらわれず、行政の方が大雨で避難の方、行うときの方針など、今後の対策についてお聞かせ下さい。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、行政の避難の方針、今後の対策等についてお答えをさせていただきます。

ご質問にございます、30年7月の豪雨においては、野洲市の方では、降雨量が少なく、避難情報の発令までは至っておりませんでしたけれども、降雨量が多い場合、この場合は災害対策基本法に基づき、野洲市地域防災計画に定める避難情報の判断基準に基づき、避難情報を発令することとしております。

また、昨今の全国各地での豪雨、大型台風による甚大な被害が発生していることを受けまして、避難情報発令基準に満たないものの、本市に台風が接近、または通過するおそれがある場合、また長時間降り続く雨の影響で、洪水や土砂災害の発生が懸念される場合は、気象情報を勘案して、雨風が強まるまでの早目の段階で、避難に不安のある方が自身の判断によりあらかじめ避難ができるように、今年度から自主避難所を設けることとして、努めております。

このように災害の状況に応じて、人命を守ることを第一に考えて、いろいろ避難の状況について柔軟に対応しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 質問が若干重複するかもしれないんですけども、聞かせていただきます。こういう避難の計画の方が策定されていても、それを市民の方々、あるいは行政側が徹底した周知と練習などが行われていることが重要だと思うんですけども、行政からはどのような活動を市民、あるいは行政側に働きかけを行われているのかということをお教え下さい。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、行政側の方の周知、働きかけということで、お答えさせていただきます。

市では、毎年3回開催しております自主防災組織等リーダー研修会、これをはじめといたしまして、東消防署及び市消防団との連携による研修会をさせていただいております。また、東消防署、市消防団との連携による各自治会等の独自訓練、これを通じて、防災意識、危機管理意識の啓発を行っております、人材の育成に努めているところでございます。

さらに、市が主催する研修につきましては、その結果を地元の自治会の方へ伝達をお願いすると共に、市ホームページへの掲載、また全戸回覧、これらにより啓発に努めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） ご回答ありがとうございます。その点に関してなんですけども、訓練の方をされていたり、周知の方をされていると思うんですけども、中には行動計画、そういう災害が起こったときに、おのおの、あるいは市民含めて、どういうふうに行動していくのかという行動計画が想定されていると思うんですけども、野洲市における各人の行動計画について教えてください。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 行動計画でございますけれども、まず、地震の場合は、職員の場合は初動マニュアルというのがございまして、これに伴いまして、行動計画を行います。また、洪水の場合は水防計画、これに基づきまして、職員の方は対応させていただいております。また、市民に対する避難でございますけれども、これは先ほどお答えいたしましたように、地域防災計画に基づく避難情報判断基準によりまして、発令をいたしまして、避難をしていただくという行動の計画を持っております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 昨今の台風被害において、さまざまな市町村でも言われているんですけども、今、衛星等使って災害、台風、強風等は事前の予測が可能になってきているということで、この時間になったらこれぐらいの風が吹くよというのはもうわかる。災害発生時刻の予想等に対して、その予想に対して、あらかじめもっと早くから事前に行動を開始していくと、被害とか人的被害が削減できていくと思うんです。そういう災害発生予測時刻などに対する行動計画というのは、どのようになっている、また市民に対してどういう呼びかけをしているのかということ、もう少し聞かせていただけますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 市民に対してどのように行動計画、これを示しているかということでございますけれども、災害の場合、例えば台風の場合ですと、いつ、どこの時点で野洲市の方に台風が来るかという台風の経路、気象予報等を見て判断すると共に、あと降雨量につきましても、気象情報、あとは県の防災システム等がございますので、その河川の増水状況であるとか、そういうことを判断いたしまして、避難情報を出すという計画となっております。また、先ほどもお答えいたしましたけども、自主防災組織リーダー等の研修会の中で、今年は避難訓練、従来の避難訓練を一旦休止いたしまして、熊本地震の課題も踏まえた従来の避難所開設運営研修等もしておりますので、その中で避難の重要性、あとはまた避難所開設の共助の重要性等を周知させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） ありがとうございます。

次に、災害が起こった場合のバックウォーターによる被害についてお聞きしたいと思います。昨年、大きな河川に対して、支流に対して、バックウォーター、逆流による被害が発生して、大きな話題というか被害の方になりました。野洲市におきましても、野洲川と大山川の関係は、これに近いと思われそうですが、想定はされていますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 野洲川と大山川とのバックウォーターの想定につきまして、お答えをさせていただきます。

野洲川の管理者でございます国の方に確認をいたしましたところ、国直轄区間につきましては、バックウオーターも想定し、その被害がないように整備がされておりまして、野洲川、大山川のところにつきましては、昭和61年に概成をされているというところでございます。

その後、現在まで一度もバックウオーターの被害は起こってはおりませんが、さらに安全性を高めるために、野洲川合流点から大山川上流700メートルの区間につきまして、野洲川の河川管理者でございます国によりまして、平成18年度から19年度にかけて、野洲川本川の河道掘削工事とあわせまして、堤防のかさ上げや護岸工事を実施されておりまして、安全度が高まっているということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 次の質問に移らせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員、申しわけないです。時間の関係上、暫時休憩させていただきます。

（午前11時47分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 休憩前に引き続き、次の質問に移らせていただきます。計画されているクリーンセンター併設のプールについて、質問させていただきます。余熱利用施設としてのプールの利用料金に関して、福祉増進の観点から、利用を推進するのが望ましいと思われれます。税金を投じてつくっていく施設である以上は、とにかく市民の利用率を上げて稼働させることというのも大事になってくるかと思えます。

そこで質問になっていきます。現在予定している料金はいくらになりますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、長谷川議員の1問目です。現在予定している料金ということでございます。

通告書に先に一般料金を書いていますので、それに従って言いますと、プールとトレーニングセットの両方のセットでございます。プールのみというのは今、設定がありませんで、プールとトレーニング両方、そのセット料金として、営業時間中1回に付

き700円でございます。

なお、野洲市民という言い方なんですけども、これは平成16年11月に湖南4市で覚書を、湖南地域のスポーツの活性化という意味で、湖南4市で協定書をつくってしまして、これを野洲市民とイコール湖南4市の市民というのは今、イコールになってございまして、一応そこは今、野洲市民と言ったのは、そこも含めて一緒だということを申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今、ご回答いただきました湖南4市に関しての協定ということなんですけども、それは利用の料金などを4市の市民に対して共通化するとかいった、そういうことなんですか。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 共通化というか、湖南4市、先ほど言いましたとおり、スポーツの活性とか、そういうのを湖南地域全体で盛り上げましょうという覚書が平成16年11月25日に覚書として書いてあると、そういうことでございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） その湖南4市でということなんですけども、つまり野洲市民は、この湖南4市の施設を、安くというか、優遇された状態で使えるというような事例があるということでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） そういうことでございます。例えば、若干湖南4市で、その体系まで詳しく調べていませんけど、野洲市に限っていいますと、旧温水プールで言いますと、市民料金、市外料金は一緒でしたので、それで加えて、野洲市民が何か優遇されているとかいうのはなかったですけども、最低限、そういう協定を結んでいるということでございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） いいことをお聞きしたんですけども、もし湖南4市の協定によって、野洲市民が優遇されるような他市、湖南4市の中の他市で使える料金等があるのであれば、広報等で市民に広く知らせていくのがいいのではないかと思います。

引き続き、質問に戻ります。旧野洲市温水プールすいむ8の料金及び野洲市内にあります中主B&G海洋センターのプールの料金はいくらになっていますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、旧温水プール及びB&Gの料金ということでございます。

先ほどに従って、一般料金でいきますと、旧温水プールの料金は、午前9時半から12時半、そして午後1時半から4時半、そして夜が6時から9時、この3区分に分かれておりまして、それぞれ1回につき600円でございます。

そして、B&Gでございます。ここは2区分です。午前が9時から正午、そして午後が1時から4時、この2区分に分かれておりまして、それぞれ一般料金200円ということでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 野洲市の旧温水プールすいむ8の方がなくなって、中主の方に行けば、200円で安く入れるプールもあるとのことなんですけども、三上学区からだと距離が遠い等ありまして、他市の施設を利用しているという声も、市民の方から聞いております。例えば、三上学区の方からですと、竜王の方が近くなっております、ドラゴンハットのところにあるプール、こちらは410円と安くなっています。青少年・高齢者など介護者、こういう方を含む場合は210円、小学校3年生以下の保護者も210円になるなど、子どもが遊びに連れていってもらえるような配慮もそのドラゴンハットの料金には見受けられます。

新プールにおいても、利用しやすい場所とは言えず、これらに配慮した料金設定でないと、結局市民は利用せずに、他に行ってしまうとか、利用率が下がることになって、高額の税金を投じてつくる今回のプールに関して、税金の無駄遣いという結果になりかねないと本職は危惧するのですけども、そういう観点からの対策として、どのようにお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） ちょっといろいろご質問があるんですけども、まず1点目、ドラゴンハットですね。これが410円ですけど、これ、私、見ましたら、410円、プール、そして採暖室が410円、別々料金で取ったら820円、セットで720円です。

ということは、普通プール利用する人が、普通採暖室、暖かい、いわゆる採暖、ちょっと暖かくなる。そこというのは普通セットやと思うんですけども、旧温水も今の余熱もそうんですけども、それはプール込みの値段です。ドラゴンハットはそれでいうたら720円です。旧温水プールは、僕は別に安値競争というのは全然する意味はないと思っていますけど700円で、それはプラストレニング室込みで700円ですから、それだけ考えるとリーズナブルかなと。ドラゴンハットは3レーン、25の3レーンですね。こちらは8レーン。そういった規模の違いもあったりして、どちらかという、その点だけ捉えれば、リーズナブルかなというふうに思っております。

そして、あと利用率を上げるということで、利用しやすい場所とか、三上から見たらとか、いろいろ言われていたんですけども、それはおそらくコンパクトな60平方キロの野洲市ですから、おおむねどこにあらうが、どこかからは遠い、どこかからは近いと言うのは、一定限、それはあると思います。温水プールの場所は、これはご存知のとおり、大篠原の方の大きな努力とかご貢献、ご理解、そういうのがあってできたものですから、そういう観点でそもそもこの位置を決めたわけじゃないのが1点あります。

ただ、議員おっしゃるように、料金というのは、非常に大事な話ですので、その特徴的に言いますと、先ほど営業時間が1回につき700円と、余熱の方、言いました。例えば市内同士で比べますと、旧温水プール、これは3区分に分かれています。午前、午後、夜間。仮に午前の。例えば単純な言うと、3時間を超えると、余熱利用は事実上、半額になってくるということです、体系だけで言いますと。3時間を超えるとです。条件があります。そして、区分が決まっていますので、例えば4時に入って、次の区分にまたがる。そうすると、3時間内でも1,200円になります。旧温水プールの場合は。ここは700円です。だから、利用形態によって、大分見方によって変わるというふうに考えています。どちらがいいとかいうよりは、どういう設定の仕方でのこのプールはできているのかと。要は元気と健康ですから、ちょっと長くいて、ゆっくりといただいて、ゆっくり過ごしていただきたい、そういう料金設定ということになります。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 回答の方でいただきましたご指摘に関して、ちょっと反論というか、させていただきたいと思います。単純に、プールを使いたいと思っている小学生とか、そういうお小遣いをたくさん持っていない学生とか、そういう人たちから見れば、時

間の区分をまたいでという効率の悪いことを考えているわけじゃなくて、単純に泳ぎに行きたい、安く何とかならないかなという思いが強いと思うんです。そういう視点で料金の方を見ますと、トレーニングルームとプール。トレーニングルームなんて要らないわ、プールで泳ぎたいわと言っている人は、やっぱりそれでも700円という考え方。それに対して、先ほどご紹介させていただいたドラゴンハットのところにあるプールの410円というふうに私が申し上げたのは、確かに区分をまたげば高いんですけども、単純にもう一つ指摘をいただきました。採暖室ですか。そういう暖かい部屋が利用しなくてもいいわけで、泳ぐということに着目すれば、野洲市の方の予定しているプールは700円で、竜王のドラゴンハットのところにあるプールは410円。それも両方、ケースによるとおっしゃられたとおり、3時間で狙っていけば、両方ともそのような比較が成り立つと。そういう料金体系を見たときに、あえて高い方を考えるわけではなくて、安く泳ぎたいと思っている人は安く泳ぐことを考えるわけだから、やはり高いなという印象になってしまうと思うんですよ。ですから、料金について考えなくてはいけない部分。例えばトレーニングルームとプールを分離した安くなる料金があってもいいんじゃないかということもあると思うんですね。

続けさせていただきます。そういう意味で、今までの料金よりも高くなっている部分があると思うんですけども、それによって利用、どういうことが考えられるか、どうお考えか、お聞かせ下さい。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 長谷川議員のおっしゃっていること、私、十分理解もしていますし、承知もしています。ただ、ある種のミクロ経済学みたいな話であって、財とサービス、そしてそれによる効用、満足度、そしてそれと需給バランスというのが料金ということになります。今言うてるように、提供を何するかということ、これは決まって、今言うてることは、未来永劫続くわけでは、これは思わんといて下さい。それはもうずっとおそらく運営してから改善、改善、改善、それは事業者の責任でございますから、役割分担としては。収入がなかったらできませんので、事業者も。例えば1年後に長谷川議員が言うておられる、そういう体系になる可能性もありますけども、とりあえず、冒頭に言いました、一旦はこのサービスの提供方法とかサービス内容、それにおける料金設定ということで、組んでおられるということでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 私、このプールの予算を審議するときに、質問をさせていただいて、一定野洲市の方から料金設定など、運営の時間とか運営の流れについて、影響することができるんだというふうに、ご説明、理解しているんですけども、利益の追求ということを書いてしまうと、利用率というのをないがしろにするんじゃないかというのが、この全体、今聞かせていただいた全体の趣旨としてあるんですけども、事業者が決めていて、利益もあることですからと言われてしまうと、今、冒頭で述べさせました利用率が上がっていかなきゃいけないという趣旨がないがしろになってしまうんじゃないかと思うんです。それについて、どのようにお考えですか。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 私、議員と全く一緒のことを言うてます。利益をないがしろとか、そういう偏重性の話はしていません。利用率が上がらない、あるいは例えば価格、プライスだけで言うと、下げなければ利用率が上がらないという前提に立てば、それは当然のごとく、一定下げながら、あるいは何らかの割引をしながら、利用率を上げていくのがマーケティングでしょうという話です。だから、私が言うてんのは、今、言うてんのは、今、事業者提案のレベルでございますので、こういう状態ですと。予定されておりますということです。だから、そこは実績というものがないと、なかなか次の段階には移れないという意味で言うてるだけであって、利用率を下げて高どまりせえなんて、これは事業者がむしろそんなばかなことができますかという話でございますので、そういう意味でのご回答をしました。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） ありがとうございます。

では、ここからの質問は、もし利用率が下がってきたとき、野洲市から働きかける方針としての質問ということで聞いていきます。

野洲市在住者の割引があってもいいと思いますが、市政としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 一応、市外は、一般料金で言いますと市外の方は、いわゆる湖南4市以外の方は800円となっていて、100円引きということになってお

ります。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 済みません。ご指摘いただいたとおり、野洲市の方でなくて、湖南4市の方ということで、失礼しました。

次、湖南4市の方々、高齢者を対象とした割引もあっていいんじゃないかと思うんですけども、それについてどのようにお考えですか。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 現在のところ、高齢者割引、例えば旧温水プールで言うたら50%、それは設定されていません。先ほどの、これは別に反論という意味じゃないですけど、先ほどの形で言うと、3時間を超えるとか、またぐとか。これは自由時間を設定するというのは、結構僕、大きいことやと思うてますので、区分をまたがん、例えば4時に行きたい、4時しか行けないけど、そこへ行ってしまうと、次の区分をまたがるので行けないとか。そういう意味で言うと、僕、3時間というのは結構超えるかなというふうに思います。さらにお風呂も付いていますので。お風呂は900円ですけど。セットで言うと。そういう意味で、長くいただけると、自動的にもう半額体制になるというのが1つあります。

そして、高齢者、野並議員のときもちょっと若干触れさせていただいて、これは別に市全体で合意しているわけやないですけども、私というより、僕、部長ですから、部長責任で発言しますけども、高齢者イコール割引対象、いわゆる世代の割引対象というのは、今後いろんな意味でなじむのかなというのも一定思っています。所得層、年代別所得層とかあります。圧倒的に今の言われた世代というのは、圧倒的に多いです。長谷川議員の世代から比べたら、おそらく10倍ぐらい多いと思います。だから、層でやるよりは、野並議員にも答えましたけども、それぞれのこうした料金というのは、公平、公正に応分いただいて、これからますます増大していく社会保障の中で、高齢者であるとか、子育て支援であるとか、それはそれできちっとしていくというのが、今後考えていかんならんなど、そういう気持ちは持っております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 野洲市におきましても、げんきカードなどで、高齢者の方に積

極的に運動してもらおうという施策もありますので、そういうこともまた踏まえて、お考え下さい。

先ほどから伺っています、4市での協定とのことなんですけども、市内、市外の人というのを見分けるものとして、運転免許証とか、マイナンバーカード、顔付きのものなどを利用して、市民ではない人の不正というか、他のところから快適だからということで、利用者が増えてしまうと、湖南4市の方々の利用促進につながらないような混雑のシーズンにおいては、特にそういうことが起こると思うんですけども、そういうことの工夫もしていただきたいと思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 現在、事業者の方で、議員ご指摘のことも含め、学生証とか、免許証とか、きちっとそういう対策を工夫というか、きちっと検討されているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 稼働率を優先した料金設定を行うということが先ほどから、そのことを主張させていただいているんですけども、効率的な利用の促進、ひいては、施設の有効利用に関して、例えば利用率の低い日などを、例えば利用率60%を割り込む日などは安くして、極端な言い方をすると、何も根拠があって言っているわけじゃないんですけども、300円とか200円とかぐっと下げて、それでも利用率を上げていく、あるいはそういうあいているんだから、市民に使ってもらえるような料金体系で、8月とか利用が非常に混雑すると思われるときは、逆に混雑を解消する意味でも料金を上げる。極端な言い方をすると1,000円とか、それ以上に上げてなどの利用率を優先したような料金設定というのが、あってしかるべきじゃないかと思うんです。利用率を上げていくという姿勢に立てば。その点についていかがお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） これも議員ご指摘のご提案、十分わかります。一方で、温水プールの、これも実績をつかみながら改善していくという中で、まず大事な話です。仮に旧温水プールの的に言いますと、大体、ちょっと私の記憶ですけども、夏、夏以外とあれで、1.2、3倍の違い、夏の方が1.2、3倍多い、そういうレベルです。さらに、今、長谷川議員が言われた高いときは1,000円に、例えば上げる。これは別に具体的

な話やないとは思いますが、やっぱりそこをそのときに、前問等の質問で、隣が800円、400円やと、そっちに行ってしまうとか、これ、説明変数が多過ぎて、事前設計するにはちょっとかなり困難であるというふうに思っています。例えばキャンプなんかで、今、冬はちょっとはやりかけていますが、夏のオートキャンプ場を冬でも使えるようにかなり安くしてでもやると、そういうのはかなり季節変動が出るのでわかりますけど、温水プールの場合は、そこまでは出ていないというのが現状ですので、否定は全然しませんけども、実績に応じてまた戦略として考えられることだなというふうに思っています。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） プールの方、完成しましたら、長期の運用になってくると思います。経年でどんどんデータも上がってくると思いますので、私の方が指摘させていただいたような料金の考え方もできると思うんです。そのとき、もうこういうふうに料金を決めてしまったから、ちょっとそれに依存していきこうというのではなくて、毎年毎年、こまめに料金を変えること、それを市民に伝えることで、アテンションにもなると思うんです。意識していただければと思います。

次の質問に行きます。プールの深さについて、聞かせていただきたいと思います。現在予定しているプールの深さ、お聞かせ下さい。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 25メートルプールは1メートル20センチでフラットです。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 以前お聞きしていた検討段階から、1メートル20というふうに決まったのはいつごろかというのはわかりますか。1メートル20、フラット、1メートル20の深さが全体であるわけであるわけですね。いつごろ決定したんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） かなり随分以前で、全協も含めて、内容も含めて、レーンの大きさも含めて、最短で言えば、今の6月議会に全てにおいて議決を。全てと言うたらちょっと語弊がありますが、議決をいただいています。その前にずっとこの仕様をやってまして、その前に選考委員会、事業者選定委員会。その中でも議論してきた上で決

定しています。結構前です。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 選定委員会の方の深さに関するご意見とかも聞いていただいて、その深さに決まったということだということですね。

深さの決定には、どのような考え方というのを伺われたのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） これはまさにエビデンス、稲垣議員がよく言われるエビデンスの話やと思うんですけども、日本水泳連盟協会の公認プール、これに基づく要領等で、競泳の。あそこは2つありますから。競泳したい人、そして歩行したい人。その両者を。これは主に、その両者を前提として1メートル20と、安全性に配慮したものとして決定したということでございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。第3番目の質問になります。野洲市におけるAEDの取り組みについてお伺いしたいと思います。

野洲市が把握しているAEDの設置箇所は何カ所ありますか。及び関与している予算など、あるいは設置をここにしてほしいなど、関与しているAEDの設置箇所は何カ所ありますか。それぞれお願いします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、長谷川議員の野洲市におけるAEDの自然災害に対する対策についてという1点目のご質問にお答えいたします。

野洲市が把握しているAEDの設置箇所数についてでございますが、湖南広域消防局東消防署において把握している数値を回答させていただきます。

市内のAEDの設置は106カ所となっております。なお、この数値は、消防署がAED利用協力事業所の数値として把握しているものでございますので、これ以外で個別に設置されているAEDは含まれておりません。

また、野洲市が関与しているAEDの設置箇所数、それと予算ということでございますけれども、市の施設で設置をしているAEDは47カ所でございます。また、予算費目はAEDのリース料として使用料及び賃借料に予算計上しております。また、市が関与しているということでございますので、市が把握しております自治会設置のAEDについてで

ございますが、市の自治会活動活性化補助金を利用して10カ所設置されております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 予算を付けているのであれば、広く市民が緊急時に利用できるのが望ましいと思われませんが、利用できるようになっていくかという観点で、質問を続けていきます。屋内、屋外の割合は、それぞれどのようになっていますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 屋内、屋外の割合はということでございますが、具体的な割合は把握しておりませんが、東消防署からはほぼ屋内であるという報告をいただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） AEDというのは、質問の最初に申し上げればよかったんですけども、自動体外式除細動器ということで、緊急で子どもなり年配の方、成人の方も含めて、心臓の調子がおかしくなったときに使うものであります。ですので、当然高齢の世帯がたくさんいる野洲市においてもなんですけども、施設が動いている時間以外で、除細動器が必要なときというのも想定されると思うんです。屋内の設置分しかほとんどないとのことなんですけども、屋外に設置すべき部分もあるかと思うんです。それについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 屋外に設置すべきではということでございますけれども、屋外の設置に関しては、誰もが自由に時間帯を、自由な時間帯に使えるといったメリットがございますが、その反面、屋外に設置する場合は、一番に問題になるのが、温度への管理の対応です。AEDは保管、使用環境の条件に温度指定がございますので、ほとんどが0度から50度以内となっております。これは正常にAEDが作動する条件でございますので、故障していざというときに使えない。さらには、器具の保証にも関わってきますので、メーカー保証の対象外にもなってまいります。また、雨や落雷、あとは砂や土が入ってしまうような起因する故障等も保証外の対象になるということが記載されておりますので、さらに収納ボックス、販売されているものは、ほぼ大半が屋内用となっております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 温度の範囲が0度から50度ということで、真冬とか真夏で直射日光が当たる真夏等で懸念されていることは最もだと思うんですけども、先ほど指摘しましたとおり、例えば年配の方がお風呂に入ったり出たりするときに、そういうことが起こるといってもよく聞きますし、一定市内にいつの時間帯でも使えるという仕組みがあればなと思うんです。それは、今、ご指摘いただいたので、なるほど、屋外設置というのが難しいというのはわかるんですけども、例えば、方法論として、地域であれば、その地域の責任のある何人かの方を選んで、そこには建物の鍵を預けておいて、緊急でも入れるなどの対応も考えられると思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） AEDでございますけれども、施設の管理者が管理をしているということになってございます。原則としては時間内の営業時間であるとか、開館時間内の使用というのが原則となっておりますので、時間外に鍵をあけてというようなところになりますと、少し難しいかと考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 市民の命を守るという観点で、重要なことではないかと思うんです。今後、機会がありましたら、そういう夜間でもAEDが使える体制のあり方について、検討していただけないかという可能性はありますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 今後検討する可能性があるかということでございますけれども、市の施設といたしましては、夜間も使えるような体制を実施していくのは、予定はちょっと検討の段階ではございません。ただ、湖南消防局、こちらにおきましては、まちかど救急ステーションといたしまして、普通救命講習の受講者がいる事業所を対象に、まちかど救急ステーションとして認定しております。こういう事業所を増やせることによって、1人でも多くの命を抱える体制を推進していきたいということで進めておりますので、こちらの方でカバーしていけばということを考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 長谷川議員、いろいろご検討いただいてありがとうございます。

AEDは施設の装備ですから、それは不可能ですし、夜間に云々と言われると、常駐で誰かがいないといけない。じゃ、どうするか。そのために毎年5億何千万も出して、消防があるわけですし、AEDの、例えばスポーツ大会をやっているときに、学校の校舎にあれば、それは使える方が即ですけども、今おっしゃった夜間ですと、市内、東消防署と分署とで、数分に対応できますから、自治会館をあけに行ってもらって、AEDを使ってもらうよりは、この野洲のまちだったら、きちっと対応できます。そういうことから、5年前に、旧のあの消防署の建て替え中のを私がとめて、今のあの場所にすれば、長谷川議員のあたりも基準時間内にだめだったんです。それを皆さん、誰も言われなかった。私が言い出して、それも全部満ちるところというところ、あそこにやれば、南櫻も近江富士団地も、そしていくつかもそうですし、夜間だったら、国8を通ったら、出庭もちょうどエアポケットになったので、栗東の本署からも無理なので、ということなので、本当に車だったら、5、6分ですぐ出動態勢を引いていますから、AEDでやっているよりは、救急隊が走った方が早いです。今の夜間等々だったら。昼間でも当然、警報を鳴らしていけば、一定の時間内に、基準内には市内全部クリアできていますから。ということです、まさにそのための消防です。お一人、毎年1万数千いただいているというのは。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） AEDというのは、消防が来るといっても、例えば今、ご指摘、言っていただきましたとおり、近江富士に対して新しい消防署というのは近いですが、それでも5分とか7分とかそういう時間がかかってくるんじゃないかと思うんです。それまでの間に対応しようというのがAEDの考え方だと思っております。市長はつまりは人工心肺だけで乗り切れとおっしゃっているのかなと思うんですけども、その短い時間であっても、近くにあれば助かることが増えるよねという考え方で、AEDというのが今、浸透してきていると理解しています。

です、消防署に近いから、消防署の方から救急が来るのを待てばいいんじゃないかというのは、ちょっと論点が違うのではないかなとは思いますが、いかがでしょう。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） そこを真剣に考えていただかないと、例えば、長谷川議員のお住まいの近江富士の自治会館にAEDがあったとします。各おうちに1軒ずつあれば別です。自治会館にあったとします。それが夜間だとします。誰かが3人ぐらいが鍵を持っている。いざとなったときに、119だったら誰でも電話がある限りはできますし、隣に声を

かけてもいけます。今、どなたが鍵を持っておられるのか。その方がどっかに行っておられるかもわからない。わざわざお願いして、AEDを持ってきて下さいとは言えませんから、自治会館をあけに行ってもらって、走って行って、借りてきて、そしてやるぐらいだったら、トータル時間は東署から走った方が。おまけに昔は消防車、消防というのは消防士だけだったんですが、救急車ができた。救急車も、昔は運ぶだけの救急車だったのが、救命救急士という制度ができて、今、一段と医療行為に近いところまで行けてますから、だから、専門職が来た方が早いわけです。

AEDというのは、施設の中で特に人がたくさん集まられるところ、あるいは学校等々での対応には有効ですけれども、今おっしゃったような個人のおうちでお風呂で倒れられて、AEDを探しに行っているというのは、これは一軒一軒、1人ずつ持って、自ら対応されないとだめなので、あえてなぜ申し上げているかといいますと、政策というのは、そういうふうにして構築していかないと、成り立たないんです。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） では、次の質問に移らせていただきます。AEDは、利用の判断、要するに、そこに要救助者がいるときに、助けようとする人が利用する、その利用の判断について、説明なり研修なりを受けていなければ、非常に使いづらい、使えないケースが多いという実態の方をよく聞いております。AEDの利用をためらったことで、助けられたはずの命が助けられなかった事例が数多くあります。さいたま市、長岡市の小学校の事例は有名なんですけども、死線期呼吸というんですけども、息をしているように見えて、実は正しい呼吸ではない状態で、もう心肺と心臓の方の鼓動も不整脈が表れているというのでも、息をしているように見えるから、AEDを使わなくても大丈夫じゃないかという判断で、使わなかったことによって、命を失ったんじゃないか、さいたま市、長岡市の事例というのは、そういうことなんですけども、このように、今述べたように、AEDを使う説明なり、研修というものをしっかり受けていないと、ほぼ使えないというような実態があると思うんです。

そこで質問になります。野洲市の保育園、幼稚園、小学校、中学校の教職員の方々というのは、今言ったような事例に遭ったときに、全員がふさわしいと思います。全員が完全にAEDの利用について正しい知識があると言えますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 本市の教職員のAEDの知識について、お答えいたします。

各校園では、東消防署やあるいは日本赤十字社から講師を招いて、救命救急講習というのを毎年プールが6月ぐらいから始まるんですが、それに合わせた時期に、多くの校園で研修として実施をしています。その中で、心肺蘇生法、これは人形模型を使った人工呼吸です。心臓マッサージと。それとあわせて、AEDの装着使用方法についても、全員研修で習得をしています。それから、それとはまた別に、県や市が主催する代表者を集めた研修会というのがあるんですけども、それには全員参加できませんので、各校園から1名参加をして、また戻ってから各校園で伝達講習会をするというふうなことをやっておりますので、全員、着装とAEDの使い方については、十分知識があると考えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 利用について正しい知識があるということで、死線期呼吸の件も含めて、教職員の皆様方には意識していただくように、改めて機会がありましたら、よろしく願いいたします。

同じような考え方で、広域災害等が発生したときに、連続して要救助者があらわれるときなど、野洲市職員の方々にも正しい知識というものが必要であるかと思えます。その点について、考えの方をお聞かせ下さい。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、長谷川議員の市役所職員の知識についてということでお尋ねでございます。お答えをさせていただきます。

AEDにつきましては、操作に対する音声ガイダンス機能等が備わってございまして、誰でも使いやすくなっております。しかしながら、消防署が行う普通救命講習などを受講することによりまして、さらに的確に操作ができるようになると考えております。

このようなことから、職員には、機会があるごとに、普通救命講習を受講させておりまして、AEDに対する知識の向上を図っているところでございます。

また、AEDを設置し、適切で速やかな応急手当ができる者がいる救命協力事業所としての認定を、本年度湖南広域消防局から受けております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 回答の方いただきましたが、進行形での回答だったと思います。どれぐらい野洲市の職員というのは受講していて、先ほど指摘しました死線期呼吸及びA

E Dの利用判断についての知識がある状態にもっていくための講習、何%ぐらいの人が市の職員の中の人を受けているんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 救命講習でございますが、これは普通救命講習を受講させておまして、平成30年度につきましては6名、それ以前、29年度以前につきましては31名が受講しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 数字の方を聞きますと、少し驚きを持って聞かせていただいたんですけども、私、思いますに、非常に少ないと思います。といいますのは、先ほど指摘しましたとおり、広域災害とか野洲市の方が非常に追い詰められるような災害になったときには、職員の方々というのが野洲市のために動いてもらわなきゃいけない機会が出てくる。そんな中で、6人、トータルでも31人に迫るぐらいしかないということであれば、災害時に率先して動いていただかなくてはいけない職員さんに関しては、もう少しAEDの利用について深い理解を得られますよう、配慮していただきたいと思うんですけども、その点、どのようにお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 現在、受講しております講習を今後も機会がございましたら、受講できるような体制で取り組んでいきたいと、このように考えてございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 教職員に対してそうであるように、広く全員にというのを目標にさせていただくことはできないものでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 現在のところ、そのような考えはございません。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 野洲市の職員という身分の方々は、災害時に地元におられることとか、まちの中に割合としては点在するケースもあると思うんです。利用できる人というのが増えていくことで、AEDが正しく活用されていくという流れがあると思うんです。

市政としては、それを積極的に推進する形が望ましいと思いますので、できる限り、そのAEDの方の利用を職員さんの方がしっかりわかるような受講なりをやっていただけたらと思います。

同じような意図の質問になってくるんですけども、そういう市民の方々の中には、若い小中学校の生徒等も考えられると思うんですけども、小中学校の生徒などを対象に、AEDの存在の意義、練習、説明の時間をとることはできませんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 小中学生のAEDの学習の時間についてお答えいたします。

市内の小学校は5年生の保健の時間に、AEDについての学習をしています。AEDのある場所を知るとか、あるいは事故が起こったときには、大人に知らせる等の、そういうことの大切さを5年生は学んでいます。また、中学校は、中学校2年生で、全員がAEDの研修をしています。これは、救命救急講習全般で先ほど申しました心臓マッサージとか人形を使つての研修をやって、実際にAEDのパッドを張って練習をするという、こういう研修も含めて、毎年、先ほど市民に対してというのがありましたけども、毎年大体学年500人いてるんですけども、500人の中学生が2年生で保健の時間に必ず練習をしていますので、これは大体2時間ぐらいかけて実際に練習をやっていきますので、そういう子どもたちがどんどん育っていっているという状況でございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 義務教育課程における小中学校の生徒に対する教育の方がしっかりなされているということで、大人になっても、その知識は生かされていくと思いますので、大変いいことかと思えます。今後も継続して続けていただければと思います。

最後になるんですけども、そのAEDの利用というのの方法、使い方がしっかりわかっていなければという観点で見ますと、市民、多くの市民の方々もそれをしっかり学習していれば、よりそういう緊急状態に、救急状態、緊急状態にある要救助者の方を助けていける機会になると思うんですけども、各自治体など、回覧などを通して全戸に対して定期的なパンフレットの配付や啓発などをされていかれる可能性というのはどうお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、各自治体などの回覧などを通じて、全戸に対して

の啓発などを実施しないのかというご質問でございますが、各自治会に対しましては、東消防署が各自治会の訓練、そのようなときの指導時において、資料を配付いたしまして、AEDの使用方法和心肺蘇生の指導を行っております。

また、普通救命講習の案内につきましては、市及び湖南広域消防局の広報誌にも啓発を行っております、また消防局でのホームページでも案内を行っております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） ありがとうございます。

以上で、私から質問を終わります。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 申しわけございません。1点訂正をさせていただきます。

先ほど長谷川議員の市役所職員の知識についてという中の答弁の中で、「救命協力事業所」と私は申し上げましたが、正しくは「救急協力事業所」でございます。訂正して、おわび申し上げます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第10号、第12番、鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） 鈴木でございます。一般質問に入る前に、東北大震災から今日で8年という日を迎えております。今日の新聞によりますと、2,533名の方がまだ行方がわからないというようなことが報道されております。そうした方たちが一日でも早く見つかるよう、そしてまた一日も早い復興を心より祈念申し上げまして、冒頭の一般質問に入る前の私も思いとして言わせてもらいます。

それでは、早速ですが、一般質問に入りたいと思います。

まず最初に、大型連休の保育園についてということでお尋ねをしたいと思います。皇太子様の即位に伴う休日で、大型連休が4月27日から5月6日までの10連休となります。10連休は、祝日法が定められた1948年以降、最長とみなされるといいます。この間、保育所、27日を除くと、幼稚園、学校等は原則として全て休みとなります。9日から10日間、子どもがずっと家庭で過ごすこととなります。

4月から新しく入園、入学した児童にとって連休は、1カ月経過して身に付いた習慣等がリセットされ、保育園では、父母にべったりする毎日が続き、再び保育園に戻ったとき、泣き叫ぶ子どもが少なくないと思います。また、パートで働くお母さんは、10連休もと

れないと、今から困っておられます。特に、サービス業の方たち等は、この10連休も休めない状況だと、私は推測しております。休みがとれないのに保育所は預かってもらえないと、親御さんは悩んでおります。暦どおり休園するかは、自治体や各園に委ねられておられます。

そこでお伺いします。

まず最初に申し上げておきますが、政府は2月25日に関係省庁を集めた会議で決めたことは、連休中は幼稚園や保育園などが休園になり、子どもの一時預かりが増すと予測されており、施設が保育園を確保しやすくするため、補助金を増やす方向で調整していると報告されております。こうしたことも、野洲市としてはどのように捉えておられるのか、またお尋ねしたいと思います。

そこでお伺いします。

まず1点目、仕事が休めない保護者にとっては切実な悩みである連休を、市はニーズを掌握しておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、鈴木議員の大型連休の保育園についての1点目、大型連休での保育ニーズの把握についてのご質問にお答えいたします。

本市では、大型連休に係る特別なニーズ調査の実施は、現在しておりません。

去る2月16日から21日まで、市内の公立園全てにおきまして、新たに入園、あるいは進級されるお子さんの保護者を対象に説明会を実施し、重点事項説明書の中で、祝日については休園日との説明をいたしておりますけれども、大型連休に係る休園についての、特にご意見はございませんでした。

このことから、当該大型連休に係る休園については、ご理解をいただいていると捉えております。

なお、本市の公立保育園につきましては、野洲市立保育所規則の第5条第1項の規定に基づきまして、4月28日日曜日から5月6日の振替休日までの9日間、休園する予定でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） ただいま説明をいただきましたが、回答いただきましたが、とりあえず説明会を開いたときに、保護者から何の意見もなかったということでもいいわけで

すね。でも、やはり周囲を見渡しますと、やはり接客業、サービス業等パートで働いているお母さん方、時にはお父さんも、連休が必ずしも休みであるということは絶対ないわけです。説明会するとき、保護者は、そんなん大型連休になるから、どうしてくれ、こうしてくれというような、そんなん意見はまだ言えないと思うんです。ですから、市がそういうときには、どのようなことを望んでおられますかという誘導した、やはりそういうようなことを保護者から聞き取らなければ、幼稚園や保育園や、そんなん若いお母さんが市の説明会に向かって、大型連休、すまんけど、どっかの保育園でもあけてくれというような発言はようされんと思うんです。それはやはり説明する方が親切心を持って誘導して、意見を聞かなければだめだと思うんです、私は。それが行政の親切心、いわゆる親心というものです。私はそういうように思います。長いこと議員をしていますが、やはりそういうような心構えを行政が持たなければ、全てのことがよくなりません。そういうことについてどう思われますか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの丁寧な説明という鈴木議員のご質問でございますけれども、実際、この連休につきましては、昨年11月に話が出まして、実際法律については12月に公布の方、されております。先ほど申し上げました2月の後半部分での説明会をさせていただいておりますので、ある一定保護者の方も、そのニーズがあるだけではなく、その必要性があった保護者の方については、のちの質問にもございますけれども、例えばそもそもこのゴールデンウィーク以外のときに、休日休園の保育をされている園もございます。あるいはファミリーサポートの制度もございます。別の制度で行きますと、ベビーシッター等の制度もございます。そういうようなところにもう既に申し込みをされて、一定保育の確保をされている方々もおられると思います。

そういうようなことで、説明がこちらの方が誘導的に丁寧にとということについては、その説明会では十分できていなかったかもわかりませんが、重要事項の中で、祝日は全て休みになりますよという説明を一定させていただいているので、その2月のタイミングでもし、5月のことが若干課題、あるいは不安に思っておられる方につきましては、ある一定質問が出ていたのではないかと推測しておりまして、その上で出ていなかったもので、ニーズはないということではなく、その対応をある程度やっていただいて、ご理解いただいていると、そのように理解しておるところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） ただいま答弁いただきましたが、ベビーシッターの話も出てきました。ベビーシッターを手配する保護者が大変多いと。大手のキッズラインに入った大型連休の予約は既に前年の2倍に達しているというような報告があるんです。野洲市内でも、このベビーシッターという。ベビーシッターがどれぐらい存在するんですか。一時預かりも含めて。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問のベビーシッターの関係でございますけれども、ベビーシッターの制度的には認可外のベビーシッターということで、基本的には届け出制になっております。現在市内での届け出はございません。滋賀県の方に届け出が3件、あるいは彦根、草津、大津市に各1件の届け出がございます。あと一時預かりということのお話しでしたのでお答えしますけれども、通告いただいている次のところにも係るわけなんですけれども、市内ではしみんふくし、竹ヶ丘のしみんふくしさんにつきましては休日、祝日の一時預かりをされております。それと今回、明照保育園さんにつきましては、希望者がおられる分、園に通っておられるお子様の関係で希望がありましたらゴールデンウィークの真ん中、2日程度、あける予定をされているということなんです、現在、希望の声は上がっていないというふうに、報告の方を受けております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 鈴木委員。

○12番（鈴木市朗君） 3番の項に入るわけですが、市内の各園、私立の連休の対応ということで、今、回答をいただいたわけですが、竹ヶ丘、あるいは明照の関係をお聞きしましたが、例えば保護者が竹ヶ丘、あるいは明照の開園というふうに、その休みの間にやってもらえるというのは、どの程度ご存知なんですか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますけれども、そもそも入園のご相談をこども課等への窓口でいただいたときに、通常は平日、あるいは土曜日の保育になっておるわけなんですけれども、休日、休園の保育ニーズをその窓口におっしゃった場合につきましては、市内ではこういうような制度でここの園でされていますというように、当初の入園の段階でそのご説明の方、させていただいています。その折に、その必要性があった場合については、先ほど言いました園が、その事業をされておりますので、

そちらの園に、どちらかといったら入る、申し込みをされると。それ以外の方につきましては、基本的には平日プラス土曜日の保育園ということで、公立及び民間の休日、休園保育をしていない園に申し込みをされるということでございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 私が申し上げているのは、明照と竹生の件なんですけど、これが市内の対象者となるべき保護者が、どれだけ認知されておられるのかということを知っているんですけど、その認知度はどのようになっていますか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 先ほど私が言いましたのは、そういうニーズを持っておられる方については最初に説明、その段階で知っていただいているという、これ、1つです。それと、今、鈴木議員のその園がされているかという部分については、そのニーズをお持ちでない保護者も含めて、どれぐらいの割合で認知されていますかという質問については、申しわけございませんけども、把握しておりません。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） こうして明照、竹生等が休日で開園していただけるということは非常にありがたいことですが、やはり私立ということでもありますが、こうしたことはやっぱり市内全体に周知していただくようお願いしておきたいと思います。

それと、前段に申し上げましたが、国が補助金を増やすということで、調整をしている、して、これを実際やっていくということが決定されておりますが、4番の項に入りますが、同じようなことですので、各園に任せず、自治体が調整の労をとるべきだと思うがということで、今先ほど前段に申し上げましたことを私は申し上げておりますが、やはりこうして国が補助金を出すということですから、やはり市としても、その補助金の活用を有効にもっていかねばならんと思うんです。そうしたことをどのようにお考えですか。わざわざ補助金を出すと言ってますねんから。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまご質問の対応に係る国の補助金についての考え方でございますけれども、そもそも保育事業、この前の全員協議会でもご報告させていただいているとおり、スペースがあっても、保育士不足により待機の方が現実あるとい

う状況でございます。この連休においても、一時的、例外的にその保育をしようとするときについても、先ほど申し上げました事業として取り組んでいる園でも、その中のローテーション、あるいは他の人を雇うことによって、そのローテーションを回すと、非常に苦労されている人的なことが1点ございます。

あとその他の理由といたしましては、子どもさん、特に就学前の小さなお子様でございますので、通常通っておられる園と環境が変わる、先生で環境が変わるといふことでの環境変化のこともございますし、もう1点、あと、例えばアレルギー等のそういうような対応が慣れていないお子さんを保育、預かることによって、非常にリスクも高いというようなことも各園長、私立保育園も含めて、お話を伺っております。補助金、確かにありがたい話ですので、それを受けて保育士も確保できて、困っておられる方の保育をしたいのはやまやまだが、先ほど私言いましたような、そういうような内容でなかなか実施には困難であるというような話も各私立の園長の方からも聞いておりますし、補助事業については確かにそういう国の施策、ありがたい話なんですけども、現在野洲市については、それを利用して積極的にやるということまではちょっとないというところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 当然、子どもたち一人ひとりには、体に合うというような食事、アレルギーの子も今、たくさんおられますが、そうした場合はやはり親御さんが一番よく知っておられるので、その日だけでもお弁当持ちとか、そういうような何らかの形を考えていけばできると思うんです。それはそれでよろしいです。

次の問題に入りたいと思います。今、部長がおっしゃっていましたように、保育現場では慢性的な人手不足がネックになっているということですが、確かに人手不足で、100%子どもが入園できないというような現状が今、起こっているわけですが、この保育現場で、慢性的な人手不足というのを、今後やはりどのように人手を確保していくか、その辺についての見解を求めたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまのご質問の人手不足、確保ということでのご質問でございますけれども、従来から野洲市におきましては、三方よしの人材バンクということで、他の自治体に先駆けてその登録制度を組み入れてやらさせていただいています。そこの登録の方から、一定保育現場の方に入らせていただいているという状況はござい

ますものの、先ほど繰り返しになりますけれども、31年4月現在の国基準で行きますと、先般全員協議会で報告させていただきました42名ということで、かなりの数がまだ待機状態になっております。いろんな知り合いの方について、ネットワークも含めて保育士さんの潜在者の掘り起こし等もやっておりますけれども、なかなか現状は非常に厳しい状況でございます。

あと給与面に関しましても、いわゆる自治体の、表現はとり合いといいますか、給料の高い、低いによって人が動くような、そのことも若干ございました。そういうようなこともございますので、他市が上がるということになってきましたら、当市も昨年数万円単位で嘱託職員の報酬についても上げたり、そういうようなことで、可能な限り対応の方はさせていただいているんですが、先ほどの待機児童がまだ現在いるというところで、いろんな施策は講じているものの、現実まだまだ十分なだけの保育士が確保ができていないというところが現状でございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） この保育士さんの採用、私は詳しくはないんですが、例えば保育士さんを採用する場合は、野洲市では保育士の免許と教諭免許を両方と持っていなければ採用しないとか、保育士だけでは採用しないとか、そういうようなことはあるんですか、ないんですか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 今の免許の関係につきましては、保育士、教諭、両方の免許を条件として採用いたしてます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 私も以前、もう何年になるかな。15年ほど前に、野洲の保育園で働いていたんですけど、保育士の免許を持っていても、大学を卒業して、保育士の免許はもらえる。それと教員免許を取らんことには、野洲の保育園では雇ってもらえへんというような話を聞いているんです。保育園だったら、幼稚園は別です。保育園やったら、保育士だけの免許で十分じゃないですか。全然系統が違うんですから。幼稚園は文科省やし、保育園は今のあんたんとこやし、そうでしょう。それで十分じゃないんですか。その制度というのは、やはり見直さんことには、なかなか保育士さんの来手というのは少ないと思

います。そういうことについて、どうお考えですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 鈴木議員おっしゃるように、私が就任する前から、両方の免許で採用していました。両方の免許で。私も踏襲をしています。なぜそうしたかという、人事異動ができるという。ご承知のように、野洲はなぜそうしたかご存知ですか。私より先輩ですから。保育園を、公立保育園をなくすという内々の方針を立てていました。ご存知のように、きたの保育園を町立でやったけども、国の表向きの交付金が来なくなったら、偽装の慈恵会に無理して無理して押し付けて、やっているわけです。今、土地代でも、何回も言いますように、慈恵会の名義で借っていますけども、土地代は全部野洲市からです。裏約束で完了したら、名義を戻すとなっているので、それは常に職員にチェックをいただいています。ですから、保育園はなくす方針でしたから、両免許を持っている方を採用するというのが裏にあったわけです。

ただ、そのメリットは当然ありまして、野洲の場合、公立保育園、幼稚園を持っています。そして、昔は、保育は厚労省の担当で、労働省の担当で、働くための支援ということで、教育が入っていなかったんですけども、今、保育はもう教育も入っていますから、そういう意味で、中身から考えても、両方の教員免許を持っている方が保育にあたるというのも、これは子どもたちにとってはどちらを選んでも、保育と教育の対応がしていただけるということなので、今から逆に戻すというのは、現実性がないです。ですから、ある時期から、合併する前から、そういうふうになっています。

旧の中主は、逆に保育園はなくされましたから、合併前に、巨大な幼稚園を。ですから、いずれにしても、過去の経緯、変な狙いですけど。私になってからもう1回幼保一元化ということで、公立保育園も持とう、公立幼稚園も持とう。そして民間には6%補助しているんです。何千万と補助しているんです。ですから、これも過去、あったので、どうするか、今、検討しているんですけど、内々はもう国から公立保育園、幼稚園はお金が来ませんから、そこにまだ上乘せ6%をしていると。いきなり切るつもりはないんですが、今厳しい、国から押し付けられている財政状況の中でどうするかということですので、それを前提にぜひご議論いただきたいと思います。

だから、今から、両免許を変えるというのは、流れには逆行しますし、保護者、子どもたちもやはり両方の免許を持っていたらいい方に就学前の対応をしていただくのがふさわしいというふうに考えています。

ただ、保育園に限って、嘱託さんを採用しています。これは、保育士だけで結構です。

今、保育士が足りないというのは何が足りないかと言いますと、正規はある程度確保できるんです。だから、国がもっとお金を付けてくれたらいいんですけど、基準で行くと、やはり時間外の短縮のところは、非正規の保育士さんをお願いしないといけない。お願いしないといけないということで、非正規の方の確保に皆さん、苦勞しているわけで、正規だったら、まだある程度あります。毎年野洲市でも10何人採用していますし、野洲市で働きたいと言っていた方はいますけども、朝の時間、午後の時間、あるいは育休、産休、そこを全然国の制度は数えていないわけです。だから、そういう制度の中で今、やりくりしている中で、保育士さんは、特に野洲で言えば、厳しいという現状でありますので、いずれにしましても、1つの資格だけでというのは、今の野洲市の現状を考えると、合理的ではないというふうに、組織的に判断をしています。

それと、さっきの休みの話にありましたように、何回も部長会議の記録を読んでいただくと、私もそんでいいのですかと。図書館は館長以下が連休の間も2日ほどあけたいと言ってきたので、それはそれでいいと。他の施設も全部どうするのか。コミセンからホールからプールから。プールはまだあいてないんですかね。B&Gの体育館とか、全部整理をして、負担がないようにと。保育園に関しては、さっき政策監が言ったようなことでした。

いずれにしても、わざわざ休みであるのに市の職員さん、おまけに半数は嘱託職員さんも働いてもらっていますから、預ける方にとっては今、鈴木議員が代弁されたようなことですが、働く側にとってみれば、せっかく国が決めた休みがとれないわけです。図書館の場合は、ある程度機械的な仕事ですけど、保育園は本当に厳しいです、現場が。中途半端にできません。ということで、今の判断になっております。申し添えさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 回答者、市長に言うてないのに、ご丁寧にありがとうございます。礼を言うておきます。

それと、今、市長が保育園のことをおっしゃっていましたが、私も合併前、保育園の私立化というのをちょろっと聞いたことはあります。それはあります。それと、詳しい中身までのことは、それは私ら議員には説明されておりました。だから、知ってますやろうと、そういう失礼なことは余り言わないで下さい。私らはわからんと。私立化ということ、私立化という話は聞いていたけど、市長がおっしゃるような詳しいことまでは私ら

には伝わってこなかったから、そういうようなことで、私にそういうようなことを知っておられますかと、そんなことは絶対禁句にして下さい、これから。

それと、もう一点お伺いしますが、私立も両免許が必要なのですか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 私立の方につきましては、各園の方針によってそこを判断されているというように伺っております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 私が聞くとおるところによりますと、私立の方は、保育士さんの免許で採用していただけるということも聞いております。やはり人が足らん、足らんと言うてたら、やはり制度も改めんことには、人は来てくれません。確かに今、保育園といえども、就学前の教育もしていただいております。確かに教諭免許も必要だと思います。保育士さんは、それぐらいの知識は十分お持ちですから、四大、短大卒業した保育士さんですから。そういうこともやはり一度考えて、待機児童ゼロにしていくというような、そういうこともやっぱり今後考えていかなければだめです。四角四面のことばかり言って。待機児童ゼロには絶対なりません。これからも新しい三上こども園も開園することですから、やはりもっと大きな大きな枠をもって臨んでもらわなければ、だめですよ。私はそういうように思っておりますから。

では、次の質問に入りたいと思います。交流商業施設整備事業について。野洲駅南口周辺整備構想検討委員会、これは平成24年7月、そしてまた平成25年6月が市民代表、学識経験者などによるコンセプト、心と体の健康をテーマに、人と人がつながることで生まれるにぎわい。キーワードとしては成長する駅前、約20年後を将来像として見据え、段階的な整備を実施等でございます。内容といたしまして、テーマの検討、駅前に必要な機能等が議論されております。

第1回野洲市にぎわい市民会議が、平成29年7月11日に開催され、平成30年3月16日に、第2回市民会議が開催されております。それに先立ち、30年2月26日に、国交省のサウンディングが開催されております。この交流商業施設整備事業というのは、今、午前中に病院関係でかなりの質問もございましたが、この事業は、病院と同時進行にやっていくということで、我々も望んできておりました。しかしながら、今現在、この交流商業施設整備事業につきましては、何ら進展もされておられませんし、むしろ後退してい

る、途切れているかのように見えるのが現状だと、私は感じております。そうしたことで、本来なら平成33年5月か6月に、この交流商業施設が病院と同時に開業していかなければならぬ施設なんです。それが今現在、このような形になって、先行き不透明な状況でございます。

だから、私が一番懸念するのは、病院の本体の2階からこの交流商業施設の建物に橋上で、人と人がつなげる渡り廊下、それが設計図面にでも出ております。ですから、病院のもちろん実施設計の中にそういうものを付け加えていかなければなりません。それは構造的にも必ず必要になってくるわけなんです。そうしたことも踏まえて、これは前段、余談になりましたが、まず、国交省のサウンディングの結果の報告を求めたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） それでは、鈴木議員の交流商業施設整備事業についての1点目です。国交省のサウンディングの結果報告ということで、ご質問でございます。

国土交通省主催のサウンディングにつきましては、市町村による市有地を定期借地で貸し付けて民間が実施する、整備する方法、あるいはPFI、官民連携事業の案件形成の促進を目的として大阪で開催され、交流商業施設を官民連携により野洲駅南口に整備することについての意見をいただきたく、平成30年2月26日なんですが、参加をさせていただきました。

その結果ということですが、参加いただいた民間事業者の方からは、前向きなご意見をいただき、実現可能であるところのご意見をいただいているところでございます。

以上、ご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 今答弁いただきましたが、2月26日に国交省のサウンディングが行われた中で、前向きな方向で実現が可能だという今、報告だけをお聞きしたんですが、このサウンディング結果で、民間レベルでの実現可能というような結果を踏まえて、その後、どのような対応をされました。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） このサウンディング後ですけれども、議員おっしゃったように、30年3月に第2回の野洲市にぎわいづくり市民会議の方でご報告させていただきました。ご議論をいただいているところでございます。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 報告だけでしたら、聞いたことを報告したらええだけで、一歩も前には進んでいないということですね。

次、2番目に入ります。南口周辺整備事業スケジュールでは、平成30年度から31年度中ごろまでに、要するに募集をかける。31年度中ごろから、設計施工に入り、33年度、これは病院の完成と同時という予定になっているが、このスケジュールに間違いはございませんか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 南口周辺事業における交流商業施設に係る整備事業のスケジュールというご質問でございます。

昨年11月、第8回の定例会、そして同じく12月の都市基盤整備特別委員会でも市長よりお答えをさせていただいております。商業サービスを含む施設である以上、市独自で進められる事業ではございません。野洲駅南口周辺整備構想の中の施設の1つとして、市民病院整備事業がございます。この事業につきまして、住民監査請求や訴訟の提起など、民間事業者の方にとっては、その動向を注視せざるを得なく、具体的な提案を出していただけない状況でございます。

そういったことから、現時点におきましては、慎重に可能性を探っている状況でございます。まして、当初のスケジュール、計画よりも遅れているというところでございます。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） ただいまの回答では、あくまで訴訟問題が大きく絡んでくるということで、これが空白になっているということで解釈をしております。

後の方にも入ってきますが、今後の事業スキームの考え方というのは、どのようにお考えですか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 事業スキームの考え方でございますが、交流商業施設につきましては、野洲駅南口整備構想に基づく交流、あるいは図書館、商業サービスなどの機能を、公共と民間のそれぞれの強みを生かして整備するため、市有地を、先ほど言いましたように定期借地で貸し付けて、民間が整備する方法、あるいはPFI事業、あるいは公共での整備といった大きく3つの手法を基本として検討しているところでございまして、その導入機能といたしましては、いわゆる市民交流支援機能、あるいは駅前利便機能、子育て支援機能等を考えているところでございます。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） わかりました。いずれにしたかて、民間の力をお借りせんことには、なかなかこの事業も進まないと思います。

次に、4番目に入りますが、市立病院建設と同時進行は、これ、できますか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 隣接する、先ほども議員おっしゃったように、デッキでつながっているという話でございまして、隣接する市民病院と交流商業施設の同時施工には、国土交通省主催のサウンディングにおきましても可能と確認をしております。しかしながら、同時進行が市民病院の開院に合わせた交流商業施設の供用開始という意味であれば、先ほど申し上げましたとおり、民間事業者からの具体的な提案を出していただけない限り難しい状況であり、現時点では不可能な状況というところになっているということでございます。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 民間事業者からの提案がないから不可能ということですか。

30年2月26日の国交省のサウンディングの中で、民間業者から聞き取っておられます中で、この場所だったらいけるということで、サウンディングの中で民間業者が言っています。30年2月26日ですから。こうした民間業者との接触というのは図られましたか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 現時点でも担当に確認しておりますが、民間事業者からの問い合わせはあるというふうに確認しております。ただ、先ほども言いましたように、病院事業のこういった状況でございますので、具体的な話になると、そこまでは民間事業者も回答いただけないというような状況でございます。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） そうすると、この交流商業施設についても、病院がネックになって、こうしたものが実現できないという、大きな壁にぶち当たっているわけです。だから、我々議員も、やはり33年5月、6月には、どうしてもやっぱり病院を市立病院としてやっていかなければならんという覚悟は、私は持っております。そういうのについては、ぜひとも協力していきたいと思っておりますので、ですから、この交流商業施設でも、それについて、やはり民間から問い合わせがあって、それがネックになっているということですか。

れども、今、訴訟が起きていますけど、結果、どのようになるやわかりませんが、やはり信念を持って進んでいかなければ、中途半端にふらふらしていたらだめですから、やはり民間のそれなりの権威のある事業者が来ているわけですから、やっぱり担当者に、きちっとした対応をして、できればやっぱり進める方向でやっていかんことには、たちまち実施設計にも関わってくる問題ですやん。そうでしょう。2階からデッキつくっていくやから。だから、そういうことも踏まえて、実施設計、我々、認めるわけにはいきませんやん。そんなもんデッキの構造体もわからん。ジョイントする交流商業施設の分もわからん。そんなことで実施設計を認められますか。そうでしょう。よくその辺をご考察して下さい。ごを付けたから、ご考察ですよ。

次、この中で、多目的ホール、可動式の300席程度の椅子をというようなことがうたわれておりますが、周りの施設、小劇場もありや、もう一つのホールもある。そうした施設との競合というのは、どのようにお考えですか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 多目的ホールと周辺施設との競合というようなご質問でございます。

多目的ホールは、通常のホール機能に加えまして、コンベンション機能を担うことを想定しております。現在、市内では大規模な会合などに使用可能なコンベンション機能を要した施設がなく、野洲工業会との行政懇談会でも駅前にコンベンション機能の導入について、要望を受けているところでございます。このため、コンベンション機能としての民間施設との競合はないというふうに認識しておりますが、一方で、議員おっしゃられたように、ホール機能としての競合については、野洲文化小劇場との競合が想定されます。現在、ホール自体、野洲文化ホール、あるいはさざなみホール、そして文化小劇場、これらの施設のあり方について検討を進めております。そういったことから現在、そういったところで整合を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 今後はやはり無意味なものをできるだけ避けて、有効なものに着目して、やっぱり進めていかんことには、可動300席というのはこんなもん一銭の金にもならんということですから、そんな面積があったら、もっと違う方に転換できると。いくらコンベンション機能が充実してあっても、やはり人と人が集える、そういうような

ものにもっていく。そこでまた、新しい文化が生まれる。そういうようなことをやっぱり目的として、やはりやってもらうのが、肝要やと思います。やはり文化というのは人と人が寄って、そこで初めて新しい文化というのが生まれるわけですから。そういうことも念頭に考えていただきたい。

それと、平成27年、URという都市再生機構との協議がありましたが、URとの協議のその後の結果はどうか。当時のURの感触はどうだったんですか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） URとの関係のご質問でございます。平成27年度に実施をしました野洲駅南口周辺整備前期の基本計画の素案検討業務委託によりまして、UR都市再生機構が実施いたしました検討結果も参考にいたしまして、現在の交流商業施設の検討を進めているというところでございますが、しかし、ご承知のとおり、市民病院の整備での議会での否決が続いたことから、URとの検討につきましては、現在、もう終わっているというような状況でございます。そういったことから、今後、にぎわいづくり市民会議の中で、十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） そのURとの協議で、URの感触はどんなようなものでしたかということをお聞きしているんです。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 当時のURの感触でございますが、事業は平成27年9月からという形でございますけれども、先ほど言いました議会の否決を受けまして、困難であるというふうには、URの方も今の時点ではない、時期が今の時点ではないというふうに認識しているというところでございます。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） ということは、病院の否決を受けてということで捉えたらいいわけですね。やはりそれが大きく影響していると。やはりまちづくり、人と人がふれあう交流施設、そうしたものが病院の否決によって全て打ち消されているという現実がここにあるわけです。よくわかりました。

URがこの野洲まで出てきてくれるということは、県内でも非常に珍しい事例やと思います。今後もURともし何らかの関係が持てるようでしたら、やはり都市再生機構をうまく利用するというのも1つの方法だと思いますので、またその辺はじっくりとお考えし

ていただきたいと思います。

次、7番目の例えば立地適正化計画との整合、これは交流商業施設、この中での立地適正化計画、要するにコンパクトシティとの兼ね合いです。野洲駅を中心に半径800メートルの範囲内で、全ての人が行き交う、そこへ行けば何でもそろう、何でもできるというのが、1つの基本目標ですから。その立地適正化計画との整合性はどのようにお考えですか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 交流商業施設は立地適正化計画におきまして、都市機能誘導区域内に立地すべき商業や教育文化機能を担うこととなつてございますので、整合を図れているというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 当然、立地適正化計画の、これはど真ん中にあるわけです、今のこれ。ど真ん中ですよ。おっしゃるように整合を図れている。これは当たり前のことです。

例えば、整合を図れているとおっしゃいましたが、その中身はどうですか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） まず立地適正化計画ですけれども、健康で快適な生活環境を確保し、持続可能な都市づくりを促進するという1つの大きな目的がございます。そうした中で、公共交通事業の充実というところでいえば、ネットワーク、いわゆるコミュニティーバスのネットワーク化とか、そういったことで、それとあるいは都市機能誘導区域ということであれば、生活サービス施設を誘導するエリアとその施設という考え方に立てば、病院があることによって、そこに商業があったり、人が張り付いたりということが起こりますので、そういった意味ではかなり整合を図れているというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 国が推し進めている立地適正化計画、いわゆるコンパクトシティですね。我が市におきましても、やっぱりそうした部分を押し進めていかなければならんというように思います。そしてまた、先だつての調整区域での家屋を建設できると、建築できるという、そうしたことも、鋭意に取り組んでいただいておりますので、だから、この立地適正化計画も、これを推し進めても調整区域が衰退するということは、まずは考

えられんと思うんです。調整区域内も、市街化区域内立地適正化計画のうずの中に入って
おられる方も、全てよし。先ほど誰だったか、三方よしと近江商人の言葉を言われました。
そうした三方よしの精神に基づいて、やはりこれからも国が示している立地適正化計画、
コンパクトシティー、そしてまた、市街化調整区域の方々にも恩恵のある施策を、今後講
じていただいて、やはり野洲市がますます発展することを、私は祈念申し上げまして、今
回の質問を終わりたいと思います。頑張ってください。終わります。

○議長（橋 俊明君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明 12 日から 3 月 21 日までの 10 日間は休会といたしたいと思
います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、明 12 日から 3 月 21 日までの
10 日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る 3 月 22 日は午後 1 時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。（午後 2 時 45 分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成31年3月11日

野洲市議会議長 橋 俊 明

署 名 議 員 荒 川 泰 宏

署 名 議 員 立 入 三 千 男